








起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 番 号			保存種別	廃 棄
平成16年 11月29日	平成16年 11月29日	平成 年 月 日	款	項	目 節	第 種	平成 年 月 日
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者					決 裁 者
				管理係長	補佐兼財産係長		管財課長
	 Tel 2318						
発信番号 (第 号)							
施 行 平成 年 月 日		合 議 者					
あて先		課 員		主 査			
発信者名		  					
文 書 取扱主任	公 印	意 見					

件 名 公の施設等に関する各所管課からのヒヤリング内容について（伺）

（別紙 枚）

延岡市にあります公の施設について、11月4日から10日迄の間に、各所管課より施設の概要並びに、今後の運営方針（直営・指定管理者制度への移行）についてヒヤリングを行い、別紙のとおり、ヒヤリング内容をまとめましたので報告します。

なお、内容につきましては、共有掲示板へ掲載し、各所管課より閲覧出来るようにいたします。

また、各所管課へは正式方針を12月28日までに決定（課内決裁）していただくよう依頼済みです。

※ 共有掲示板 → 通知調査書（各所管課並びに総務文書法規係へもメールにておいた。）

~~12/1~~ 12/1(水) 18:08 一覧を共有掲示板より削除。

公の施設等に関する各課からのヒヤリング内容

課 所 名	施 設 名	ヒヤリング内容
市民課	火葬場（悠久苑）	個人（ ）と業務委託契約 1,000万円（業務委託料として） 業務内容：焼屍委託 清掃業務はシルバー 今後も、現契約で行う。（直営） 墓地、埋葬等に関する法律により、火葬許可は、 市町村固有義務。
クリーンセンター	清掃工場	延岡地区環境整備事業協同組合に業務委託 122,325,000円（業務委託） 業務内容：工場の運転業務、受け入れ監視、灰 出し車の運転等。 危機管理体制上並びに、平成21年4月の新工 場稼働までは、現契約で運営していく考え。（直 営） 新工場稼働時には、検討を要する。 そもそも、公の施設であるのか検討を要する。
	川島埋立場	職員1名、臨時職員1名の2名体制。 全くの直営施設。
高齢者対策課	南・北老人福祉センター	財団法人延岡市高齢者福祉協会と管理委託契約 23,906,000円（管理委託料） 委託の内容：施設の供用、維持管理、使用料の 徴収、各種相談、高齢者の福祉の向上に関する 事業等。 指定管理者への移行については、現委託先をと 考えている。
	恒富地区高齢者コミュニティーセンター	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会と管理委託 契約 2,500,000円（管理委託料） 委託の内容：施設の供用、維持管理、使用料の 徴収、高齢者の福祉の向上に関する事業等。 指定管理者制度への移行。

高齢者対策課	デイサービスセンター	<p>市内3施設を、財団法人延岡市高齢者福祉協会、三つ葉会、千寿会へ委託している</p> <p>委託の内容：施設の維持管理</p> <p>デイサービスセンターの管理運営委託料は支払っておらず、介護保険の介護報酬で運営がなされている。</p> <p>1,840,000円（3施設の維持管理費として）</p> <p>委託料ではなく、介護保険の介護報酬で運営がなされている特殊なケースであるので、先進地の取り組みの確認が必要。</p>
	養護老人ホーム	<p>社会福祉法人みのり会と管理運営委託。</p> <p>施設の管理運営についての委託料は支払っておらず、老人福祉施設措置事業の措置費で運営されている。</p> <p>措置費として（193,117,000円：委託料無し）</p> <p>デイサービスセンターと同じく、委託料が無く措置費で運営されている特殊なケースであるので、先進地の取り組みの確認が必要。</p>
児童家庭課	<p>点字図書館 （ライトハウス）</p> <p>24,381,800円内訳</p> <p>点字図書館等事務費 20,600,000円</p> <p>基準費 18,200,000円</p> <p>情報化対応特別管理費 2,400,000円</p>	<p>財団法人延岡愛盲協会と管理委託契約</p> <p>24,381,800円（管理委託料）</p> <p>点字図書及び声の図書貸出及び閲覧</p> <p>点字図書及び声の図書の作製及び刊行並びに受入れ</p> <p>平成18年4月を指定管理者への移行時期と考えている。</p> <p>出来れば公募は行わず、現委託先と考えている。</p>
	<p>盲人ホーム （ライトハウス）</p> <p>盲人ホーム等事務費 3,781,800円</p>	<p>財団法人延岡愛盲協会と管理委託契約</p> <p>上記委託料に含まれる</p> <p>あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等を行う障害者に対する指導。</p> <p>平成18年4月を指定管理者への移行時期と考えている。</p> <p>出来れば公募は行わず、現委託先と考えている。</p>

児童家庭課	保育所（12箇所）	平成17年4月1日 東海、伊形、日の出を廃止 平成18年4月1日 南、一ヶ岡を廃止 それ以外については、現状維持（直営）
	児童館（直営） 中島、山下	中島は、保育所長が兼務。山下は、別に館長がいる。 使用料は無料。 入口は保育所とは別。 現状維持。（直営）
	児童館（委託） （旭、緑ヶ丘）	児童館の施設及び設備の維持管理 ・ 健全な遊びを通じて児童の集団的及び個別的指導を行う。 ・ 母親クラブ、子供会等の地域組織活動の育成助長を図る。 ・ 地域の児童の健全育成に必要な活動を行う。 ☆旭児童館：社会福祉法人杉の子福祉会に委託 7,100,000円（管理委託料） 岡富デイサービスセンターの2階 平成18年4月より指定管理者制度への移行 将来は民営化も検討材料のひとつ。 ☆ 緑ヶ丘児童館：社会福祉法人緑ヶ丘福祉会 7,000,000円（管理委託料） ファミリーハイツの1階部分 平成18年4月より指定管理者制度への移行 建物の老朽化により民営化は無理である。
	母子支援施設 （ファミリーハイツ）	社会福祉法人緑ヶ丘福祉会と管理委託契約 16,551,000円（管理委託料） 配偶者のない女子又はこれに準じる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。 平成18年4月より指定管理者制度への移行

	児童養護施設 (みどり学園)	社会福祉法人愛育福祉会と委託契約 6,537,000円(管理委託料) 保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所させ養護し自立を支援する。 平成18年4月より指定管理者制度への移行 将来は民営化も検討材料のひとつ。
健康管理課	夜間急病センター	平成16年度より指定管理者制度導入済み
	島浦診療所	延岡市島浦診療所管理運営委員会へと管理委託契約 56,313,000円(管理委託料) 診療所の診療業務及びこれに付随する業務 施設の維持管理 使用料等の収納 平成18年4月より指定管理者制度への移行
	ヘルストピア延岡	株式会社ヘルストピア延岡 40,450,000円 ヘルストピア延岡管理委託料(18,490,000円 (4,960,000円 ヘルストピア延岡健康増進委託料 (17,000,000円 設備の保守点検、修繕など施設の維持管理及び 市民の健康増進のための安全性の確保と一定の サービス提供。 今までの債権の処理並びに、現在雇用されている者の継続雇用等問題がある。 募集要項・協定の中に、現事業雇用者の継続雇用を要件として入れられるか。 (正社員5名 パート54名 計63名) 平成18年4月より指定管理者制度への移行
農林課	舞野多目的研修センター	舞野地区多目的研修センター運営協議会と管理委託契約 2,828,000円(人件費) 50,000円(運営協議会費) 年間使用料500,000円(市への歳入) 現在は、2名の交代制

		<p>施設の維持管理業務 利用者の減免措置あり (舞野地区10割、平田・行藤地区5割) 年間1000名の使用者の内300名が無料者 平成18年4月より指定管理者制度への移行 施設の状況より公募を行わず、現委託先をと考 えている。 公募を行わない理由として地域・施設の特異性 を明確にし、説明が出来るようにする必要あり。</p>
農林課	農村婦人研修センター	<p>延岡市農村婦人研修センター運営協議会と管理 委託契約 (JA の副組合長が実質の協議会代表) 委託料 50,000円 管理維持費 850,000円 土地借上料 300,000円 } 1,200,000円 (207.97㎡) 施設使用料 342,070円 (市への歳入額) JA 職員1名が施設の管理を行っている。 (人件費は、JA が負担。) 委託の内容は、使用料の収納、施設利用申請書 受付、施設維持管理、設置器具の操作・指導等 現契約を変更した場合想定される問題点 ・ 現在支出している管理維持費等を委託料と して協議会に支出しても、JA が負担をして いる人件費を上乗せして請求されるかもし れない。(市の負担額増が予想される) 調査依頼事項 ・ 土地の借地面積の調査 ・ 施設の修繕料の経費。(協定書の中身) 名称の変更 (案：農村加工センター等) 問題を検討し、平成18年4月より指定管理者 制度への移行 施設の特異性より公募は行わず、現委託先をと 考えている。 公募を行わない理由付けを明確にする必要あ り。</p>

<p>農 林 課</p>	<p>南浦地区基幹集落センター</p>	<p>南浦区長会と管理委託契約 管理委託料は無し。 地区の集会、婦人会の会合に使用（公民館的な施設となっている） 熊野江町各世帯より1000円を区長が徴収し運営している。（全世帯分年額 140,000円） 消防設備維持費27,000円 上記金額にて運営している。 土地は、森林組合より無償で借り、県単事業により造った施設。 指定管理者制度への移行で考えているが、県単事業での縛りが無ければ施設の地元処分も含め考える必要あり。 調査依頼事項 県に処分が出来ないか確認。</p>
	<p>家畜排泄物処理センター</p>	<p>(有)延岡地区有機肥料センターと管理委託契約 畜産農家、JA、酪農の出資 収入：処理費2,000万 売上金4,000万 } 計6,000万 経費：7,000万 差額の約1,000万を委託費として計上 10,500,000円（土地借受代も含めて） 畜産農家から出る家畜排泄物の処理。 国の補助事業で建設されて施設。 主管課としては隣接する処理施設との兼ね合いもあるので、公募は行わず現在の業者に指定管理者として事業を行わせたい。 公募を行わない明確な理由付けの検討。 調査依頼事項 国の補助事業施設の縛りについて。</p>

農林課	延岡市食肉センター	<p>宮崎ビーフセンターと業務契約 委託費としては、使用料収入をそのまま委託料として支出している（10万円程） と畜場法の許可が無ければ出来ないものである。公の施設であるが、管理委託契約ではなく、業務委託契約であれば、指定管理者制度へはそぐわない施設と思われる。 契約内容等を要検討。</p>
生活環境課	岡富公園墓地 西階公園墓地	<p>庁友会並びに、シルバー人材センターと業務委託契約 場内の清掃、塵だし、草・樹木の剪定作業 課内において、直営での管理方針で決裁済み。</p>
農村整備課	東海コミュニティセンター	<p>延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会と管理委託契約 委託料1,000,000円 地域活動の振興を図る事並びに、施設の維持管理 平成18年4月より指定管理者制度への移行</p>
	多目的集会所 (小峰・細見・行藤)	<p>いずれの施設も、県5割、市1割、地元4割を負担して建設。 委託料：無し。 管理は地元で行うとの覚書を交わしている。(水道電気代も地元負担) 維持管理にかかる経費は、地元で負担(受益者負担)しており、使用も地区住民に限られている。 上記の点より、公の施設では無いと判断させるとの回答。 よって、結んでいる管理委託契約を破棄し、協定等に変更する方針である。 ※条例改正の必要あり。</p>

農村整備課	農村公園（7箇所）	<p>いずれの施設も、農地の圃場整備事業に絡んで造った公園。</p> <p>委託料：無し。</p> <p>管理・運営については地元で行うとの念書を交わしており、施設の維持管理から、水道料も地元負担。 よって、結んでいる管理委託契約を破棄し、協定等に変更する方針である。</p> <p>※条例改正の必要あり。</p>
	黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	<p>施設の管理は、黒仁田地区生産組合に委託している。</p> <p>委託料：無し。</p> <p>地元の要望により、農村基盤整備事業の一環として家畜の飼育、園芸作物等の栽培、育苗並びに、生活飲料水の確保として造られた施設。</p> <p>管理は地元で行うとの覚書を交わしている。（電気代、消毒剤等も地元負担）</p> <p>維持管理にかかる経費は、地元で負担（受益者負担金で運営）しており、使用も地区住民に限られている。</p> <p>上記の点より、公の施設では無いと判断させるとの回答。</p> <p>よって、結んでいる管理委託契約を破棄し、協定等に変更する方針である。</p> <p>※条例改正の必要あり。</p>
下水道課	<p>妙田・一ヶ岡下水処理場</p> <p>農業集落排水処理施設4ヶ所</p> <p>漁業集落排水処理施設1ヶ所</p>	<p>直営施設</p> <p>下水道法第3条に公共下水道の設置、改築・修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとするとの規定あり。また、国からの通知により、従来どおりでも可能との事より、当面は現状維持で考えている。</p> <p>将来的には、行革のからみからも、委託も考えていかなければならない。</p> <p>12月に先進地視察を計画しているので、その状況を確認後、方針を報告するとの回答。</p>

カルチャープラザ	<p>図書館 社会教育センター カルチャー施設</p>	<p>直営施設 下記内容を民間企業と業務委託 館内警備：企業警備保障（688,000円） 機械警備：企業警備保障（264,000円） 電算システム：行政システム宮崎（971,460円） 寄贈図書装備：図書館流通センター（2,463,998円） 土・日曜日図書配架：シルバー人材センター（1,183,728円） 移動図書館車運転：シルバー人材センター（878,040円） ホームページ機器等保守：富士通ビジネス（279,336円） 個別法（図書館法、社会教育法）の規定がある。 3つの施設の全体運営を考え、また、合併も含めて、今後の取り組みを検討する必要があり、当面は、現状（直営で業務委託）で行っていきが、将来的には検討に値する施設ではないかと考えられる。</p>
都市計画課	<p>街区公園 63ヶ所 近隣公園 5ヶ所 地区公園 1ヶ所 特殊公園 5ヶ所 都市緑地公園 21ヶ所</p>	<p>直営施設 下記の内容を民間と業務委託 公共施設美化管理業務：（浜川公園、浜川緑地、塩浜第1街区公園、塩浜運動広場の芝刈り、除草、トイレ・一般清掃業務）7,000,000円 城山公園時報業務：矢島夫妻（1,820,000円） 城山公園管理業務：矢島茂（1,292,400円 補助でシルバー2名） 既設公園管理業務：シルバー人材センター（38,324,000円） いずれの施設も、草刈・除草・剪定・清掃等の環境美化が主な業務内容。 委託料だけで、公園の管理を受ける民間企業が出てくれば指定管理者制度も考えられるが、今のところは、現状（業務のみ委託）と考えている。 なお、11月に都市公園に関する指定管理者制度の説明会に出席するので、その内容も含め、検討し報告する。</p>



	<p>駅自転車駐車場 2ヶ所 駅自動車駐車場 2ヶ所</p>	<p>下記内容で委託契約を結んでいる。</p> <p>駅前・東自動車駐車場集金業務：アマノ㈱ (806,400 円) 駅前・東自動車駐車場保守業務：アマノ㈱ (705,600 円) 駅東・東自動車駐車場警備業務：宮崎総合警備保障 (504,000 円) 駅前・東駐車場管理業務：シルバー人材センター (960,960 円) 駅前広場霧噴水システム保守：清本鉄工 (210,000 円) 駅前・東駐車場内植栽管理：年度末 駅前自転車駐車場内清掃管理：年末 未定分も含め、4,017,900 円を委託料として支払っている。</p> <p>利用収入は、約 9,000,000 円</p> <p>放置自転車・放置自動車の整理、処分を行政が行っているが、この事務が煩雑である。この事務が民間で出来るのであれば、指定管理者制度は大歓迎である。しかし、民間企業が、処理作業を行うにおいて、陸運局・警察等への照会がスムーズに出来るか問題点がある。</p> <p>先進地の状況も確認し、指定管理者制度移行について検討を行ってほしい。</p>
<p>保健体育課</p>	<p>運動公園 (有料公園施設) 西階公園・土々呂公園 浜川公園・妙田公園</p>	<p>直営施設</p> <p>庁友会 (8 名体制) と運營業務委託契約 (21,122,000 円)</p> <p>芝刈りは、1 名を専属で雇用。</p> <p>当面は、現状維持で行う。</p> <p>県で行われる体育施設に関する指定管理者制度についての説明会に出席するので、その内容を踏まえて検討し報告する。</p>
	<p>市民体育館 大武体育館 勤労者体育センター</p>	<p>直営施設</p> <p>庁友会 (11 名体制) と運營業務委託契約 (30,374,000 円)</p> <p>施設の受付・運營業務委託</p> <p>当面は、現状維持で行う。</p> <p>県で行われる体育施設に関する指定管理者制度についての説明会に出席するので、その内容を踏まえて検討し報告する。</p>

文化課	内藤記念館	直営施設 清掃業務のみシルバー人材センターに委託 現状どおり。
	延岡総合文化センター 野口記念館	財団法人延岡文化センターと管理委託契約 委託料：120,000,000円（野口記念館含む） 貸館業務・自主文化事業・施設のメンテナンス等 自主文化事業を、年間に10本程行っており、 経営努力を行っている。 指定管理者制度移行により、公募を行わなければ ならないと思われるが、近隣15市町村の中核 施設として財団を設立させた経緯等あり、難し い問題があると判断される。 県とも相談のうえ、判断していきたい。
建築住宅課	公営住宅31団地	直営施設 庁友会並びに個人と業務委託契約 庁友会（4,000,000円） 個人（月額12万円×2名） 庁友会：修繕業務、退去時の検査・補修費の徴 収、入居時の補修） 個人：家賃滞納者への徴収 現状での運営（直営） ・ 入居判定等に伴う個人情報の保護等問題点 が残っている事。 ・ 庁友会は、元市職員である事より、守秘義務 等を考慮している。 なお、入居者の募集等の事務は、今後委託でき る物と判断される。 今後、先進地の状況等を確認していきたい。
水道局	水道事業	地方公営企業（直営施設） ろ過施設の電気関係を主任技術者に委託してい る以外は、全て直営で行っている。 今後についても、水道法による危機管理等の制 約があるので、直営で行う方針である。 他市では、浄水道施設の委託の動きがあるが、 当市にはその施設自体が無い。

社会教育課	青少年育成センター	<p>直営施設</p> <p>所長1名・指導員2名・臨時職1名の計3名体制</p> <p>業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年相談業務 ・ 青少年育成業務 ・ 保護育成業務 <p>行政が、バックアップしているという位置付けをする事により、一般市民の不安の軽減が図られる。行政として、責任ある施設として設置していかなければならないと考えている。</p>
	一ヶ岡コミュニティセンター	<p>延岡市一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会と管理委託契約</p> <p>委託料：2,050,000円</p> <p>施設使用料：100,000円（市への歳入）</p> <p>18年4月指定管理者制度移行へと考えている。</p> <p>施設使用料として100,000円の歳入があるが、施設使用料がない場合の指定管理者制度への移行はどうか疑問点が残る。</p>
	<p>教育集会所（3ヶ所）</p> <p>塩浜教育集会所</p> <p>高千穂通教育集会所</p> <p>ささめ教育集会所</p>	<p>施設の管理・運営を地元に委託している。</p> <p>委託料等はなく、地区の集会施設として利用されている。</p> <p>管理委託契約を結んでいる事より、現状では指定管理者制度へ移行するか直営方針を取るか判断しなければならない施設である。</p> <p>総務課も含め協議が必要。</p> <p>施設の状況より公募は無理な施設と判断される。</p>
企画課	川中コミュニティセンター	平成16年4月より指定管理者制度導入済み。
	島野浦島開発総合センター	<p>センター利用者団体代表島浦区長を管理委託契約</p> <p>委託料は無し。</p> <p>管理委託料は無しという形で、指定管理者制度移行を考えている。17年4月より</p> <p>旧公民館があった地元所有地の上に建築。</p> <p>修理・修繕は基本的に地元負担。（エレベーター</p>

		<p>設置の要望あり。)</p> <p>公民館的な要素が強い事並びに、今後の施設維持経費等を考えると、無償譲渡等も考えられるのではないかと、検討を依頼。</p>
商業観光課	中小企業センター	<p>直営施設</p> <p>時間外と休日は、管理人に委託。</p>
	勤労青少年ホーム	<p>直営施設</p> <p>シルバー人材センターへ業務を委託</p> <p>委託料：4,500,000円（水光熱費含む）</p>
	須美江家族旅行村	<p>須美江家族旅行村管理協会と管理委託契約。</p> <p>60,000,000円の委託料の内33,000,000円が人件費。 収入20,000,000円（市への歳入）</p> <p>当施設を造るのにおいて、地元と色々協議を重ね現在に至っている。 現在雇用されている方々の再雇用等懸念される問題点あり。</p> <p>平成18年4月より制度移行と考えるが、上記問題も含め、公募・条件等考えていかなければならない問題有り。</p> <p>また、今後施設の修繕維持管理費が年間600万円～700万円程予想される。</p> <p>浄化槽の維持管理の経費はどうなるのか。 （市が負担するのか・管理団体が負担するのか）</p>
	共同作業所	<p>延岡市共同作業所管理団体と建物の管理について委託契約を行っている。</p> <p>委託料は無し。</p> <p>同和地区住民の生活安定・雇用の機会を作るために設置された施設。</p> <p>直営施設との回答であるが、疑問も残る。</p> <p>総務課を交えての協議を依頼しておく。</p>

様式第13号

課所名				農 林 課			
起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 記 号			保 存 種 別	廃 棄
平成 17 年	平成 年	平成 年	款	項	目	第 3 種	平 成 年
/月 /日	月 日	月 日					月 日
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者				決 裁 者	
	農林課長						農林水産部長
	 TEL _____						
発信番号 (第 号)		意見					
施 行 平成 年 月 日		合 議 者					
あて先		畜産係長	課長補佐	管財課長	職員課長	企画部長	総務部長
発信者名							
文書取扱主任	公 印						
		係 員	農政係長		財政課長	企画課長	総務課長
							

件 名 延岡市家畜排せつ物処理センターの平成17年度以降の管理運営方針について (伺い)

延岡市食肉センターの平成17年度以降の管理運営方針について (伺い)

(別紙 枚)

このことについて、以下のとおり管理運営方針を決定したいがよろしいか。

(裏へ)

記

1 延岡市家畜排せつ物処理センターの平成17年度以降の管理運営方針について

延岡市家畜排せつ物処理センターについては、管理委託のための指定管理者制度へ移行し、管理委託を継続したい。

移行時期は平成18年4月1日からとしたい。

添付資料1

2 延岡市食肉センターの平成17年度以降の管理運営方針について

延岡市食肉センターの管理については、従来通り直営で行いたい。

ただし、直営における業務委託は継続したい。

添付資料2

延岡市家畜排せつ物処理センターの管理運営方針について

延岡市家畜排せつ物処理センターについては、管理委託のための指定管理者制度へ移行し、管理委託を継続したい。

移行時期は平成18年4月1日からとしたい。

1 現状

(有)延岡地区有機肥料センター(以下「有機センター」という。)では自己施設及び延岡市家畜排せつ物処理センター(以下「市センター」という。)(受託施設)を一体的に運営することによって、良質たい肥を製造し循環利用を促進することにより地域畜産排せつ物の処理を担っている。また、両施設を一体的に使用することにより良質な有機肥料を安定的に生産することが可能となり、「有機肥料・万能」という商品名で市内はもとより県内外に販売を行ない、県北ではすでに「ブランド」として確立している。

有機センターで1次、2次処理を行い、さらに市センター施設で3次、4次処理を行い、熟成を進めるが、このことにより、汚物感のない含水率の低い(臭わず、サラサラの)良質たい肥を生産することができる。従って、本市委託工場における3次、4次処理は販売量を増加させる重要な行程となっている。

2 今後の管理運営方針

(有)有機肥料センター施設と市委託施設を一体的に使用することによって地域内の家畜排せつ物等有機性廃棄物のスムーズな受入と、それらを処理した製品である有機肥料が順調に販売され、田畑等のほ場に投入されていくという資源循環型農業サイクルの促進に大きく寄与している。

有機センターと市センターを別々に運営した場合、両施設を並列に使用するため、排せつ物等の単位時間当たりの搬入量は増加すると考えられる。しかし、良質な有機肥料として流通可能な性状に仕上げるのに必要な4次処理行程(スクープレーン)が市センターにしかないため、有機センター分たい肥の商品化が困難になり家畜排せつ物の処理量は現状維持できても、品質の維持が困難となり、在庫が増加し処理が行き詰まると考えられる。

現在の、家畜糞尿の処理の流れが滞ることになれば、有機センターに処理を依存していた畜産農家の畜糞の処理、並びに水産廃棄物、学校給食等生ゴミの処理は行き詰まり、平成16年11月から完全施行された「家畜排せつ物法」の遵守も困難となる。

これらのことから、延岡地域の家畜排せつ物処理のためには有機センターと市センターの一体的利用が必要であると考えられる。

従って、市センターは公募になじまない施設であるとし、有機センターを「指定管理者」に指定し、管理委託を行いたい。また、「指定管理者」について条例改正を行いたい。

3 日程

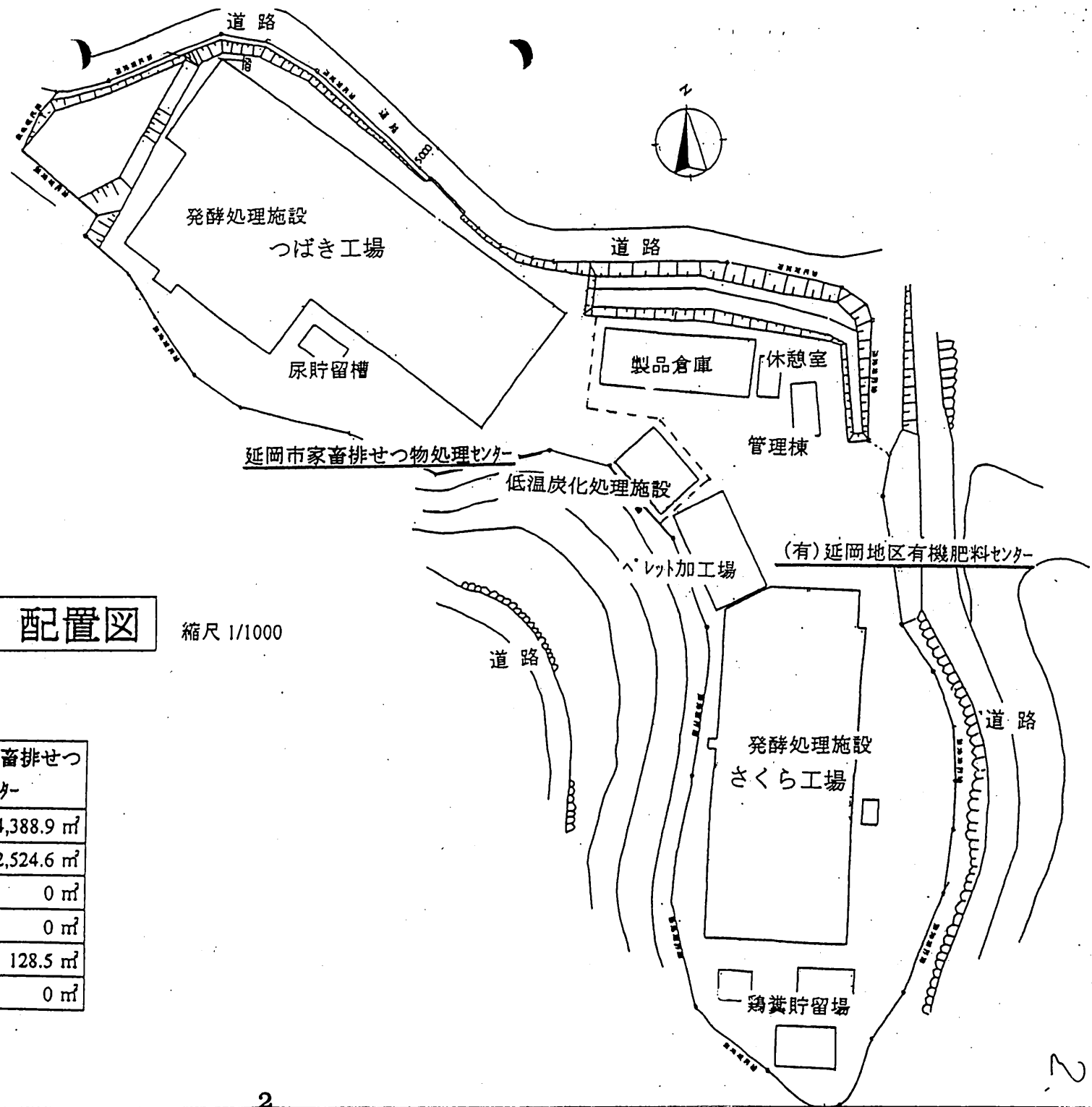
平成17年9月議会： 条例改正及び指定管理者の指定について議案提出

平成18年4月1日： 指定管理者制度スタート

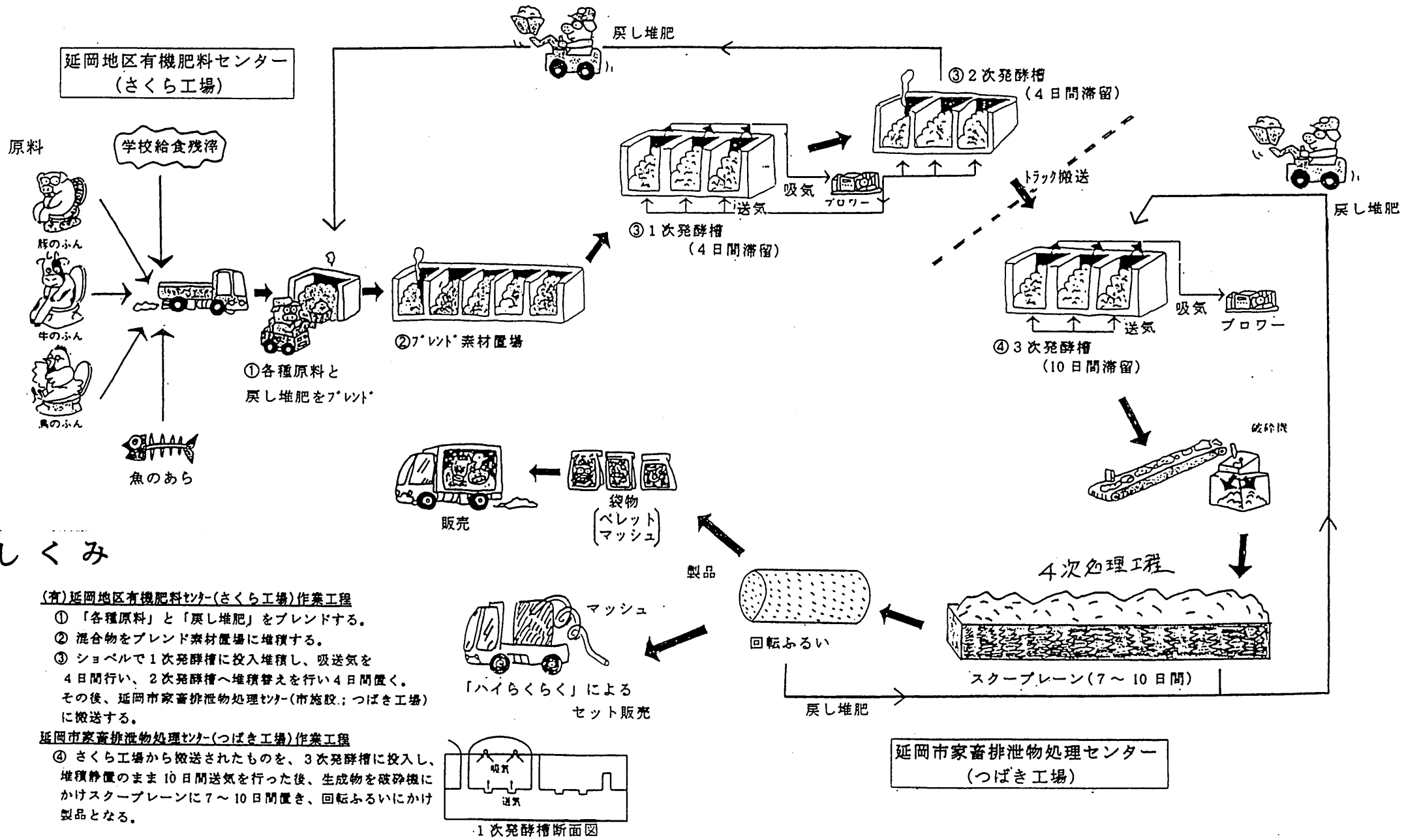
家畜排せつ物処理施設 配置図

縮尺 1/1000

施設名	延岡地区有機肥料センター	延岡市家畜排せつ物処理センター
敷地面積	5,706.3 m ²	4,388.9 m ²
発酵処理施設	1,603.8 m ²	2,524.6 m ²
ペレット加工場	200.0 m ²	0 m ²
倉庫	270.0 m ²	0 m ²
炭化処理施設	0 m ²	128.5 m ²
その他	247.3 m ²	0 m ²



有機ヘルパー「万能」製造上程フロー図



しくみ

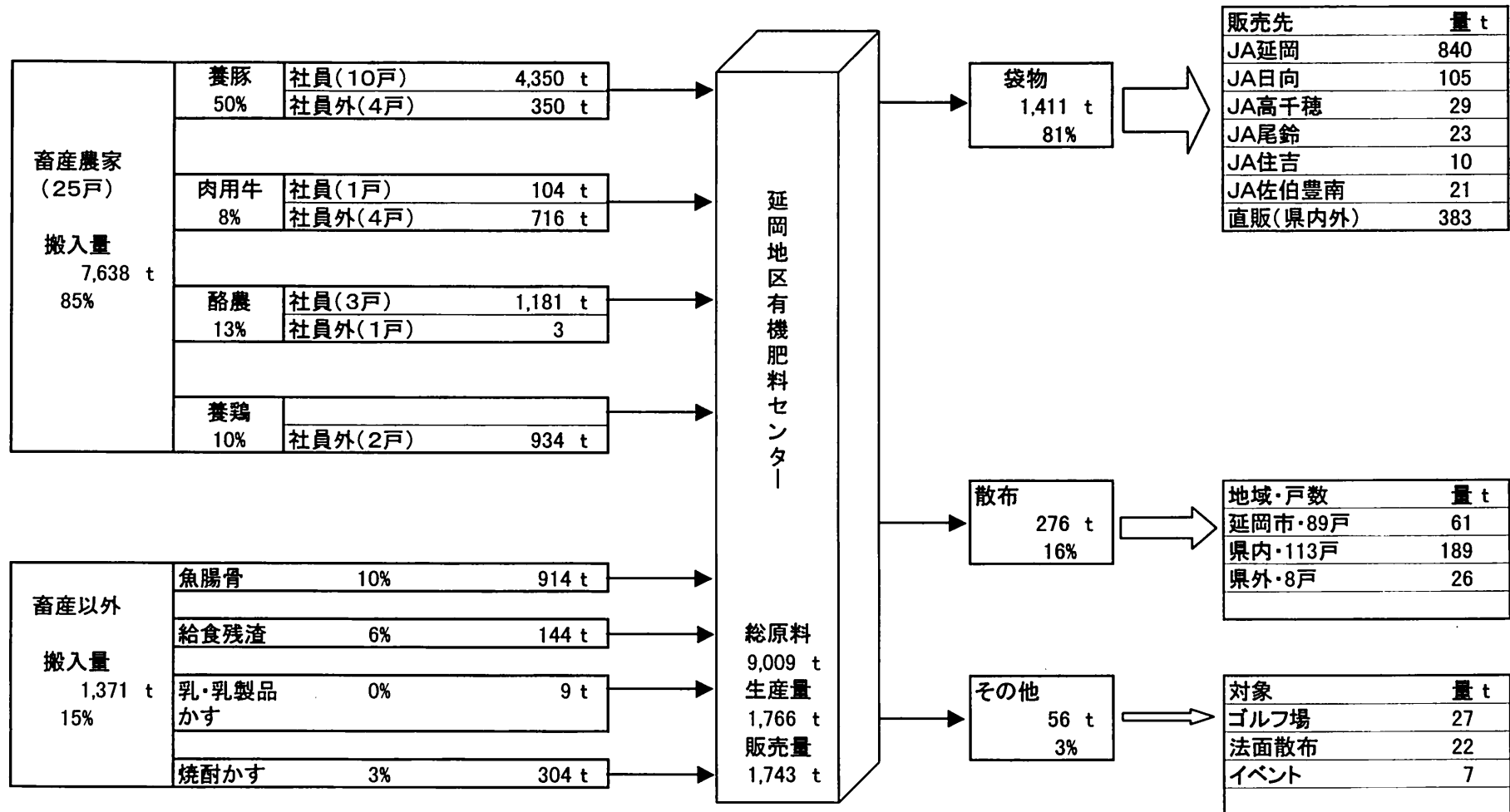
(有)延岡地区有機肥料センター(さくら工場)作業工程

- ① 「各種原料」と「戻し堆肥」をブレンドする。
- ② 混合物をブレンド素材置場に堆積する。
- ③ ショベルで1次発酵槽に投入堆積し、吸送気を4日間行い、2次発酵槽へ堆積替えを行い4日間置く。その後、延岡市家畜排泄物処理センター(市施設; つばき工場)に搬送する。

延岡市家畜排泄物処理センター(つばき工場)作業工程

- ④ さくら工場から搬送されたものを、3次発酵槽に投入し、堆積静置のまま10日間送気を行った後、生成物を破砕機にかけスクープレーンに7~10日間置き、回転ふるいにかけて製品となる。

平成15年度延岡地区有機肥料センター原料生産フロー及び製造販売フロー(実績)



延岡市家畜排せつ物処理センター条例

平成7年3月29日
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市家畜排せつ物処理センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 家畜排せつ物等による環境汚染の防止及び畜産経営の合理化を図るため、センターを延岡市追内町684番地1に設置する。

(管理の委託)

第3条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を有限会社延岡地区有機肥料センター(以下「管理受託会社」という。)に委託する。

(利用料金)

第4条 家畜排せつ物をセンターで処理しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、家畜排せつ物の処理に要する経費の範囲内において、管理受託会社が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、管理受託会社の収入とする。

(禁止行為等)

第5条 家畜排せつ物をセンターで処理しようとする者は、家畜排せつ物の処理に支障がある物を当該家畜排せつ物に混入させてはならない。

2 市長又は管理受託会社は、処理に支障がある家畜排せつ物の処理を拒否することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。(平成7年8月規則第23号で、同7年9月1日から施行)

延岡市食肉センターの管理運営方針について

1 今後の管理運営方針

延岡市食肉センターの管理については、従来通り直営で行いたい。
ただし、直営における業務委託は継続する。

2 直営で行う理由

I 延岡市食肉センターの経緯

延岡市食肉センターは昭和28年7月に開設し、公設民営方式により事業協同組合等で維持運営を行っていた。

昭和52年度に同和対策特別立法制定による地区改善の高まりの中移転要求により、現在地に移転新築した（延岡市は昭和53年3月8日付でと畜場の設置許可を受けている。）。延岡市は当食肉センターを同和地区の基幹産業として位置づけ振興を図ってきた。53年度には宮崎県同和食肉事業組合が設立され、食肉カット工場も併設された。

しかし、その後のと畜施設の運営は食肉流通の変化で利用者が激減したことにより行き詰まり、同時に、食肉カット工場は民営のため休止状態となった。同和対策の見直しもあり、廃止を含めて臨時行革審の中で検討が重ねられた。この二つの同和対策施設を活性化し運営継続させるため関係機関と協議を重ね、最終的に南日本ハム（株）（後に、宮崎ビーフセンター（株）が設立された。）を企業誘致し、昭和60年度に業務委託契約を締結した。

市食肉センター施設については昭和53年に建築されたもので、現在雨漏り等老朽化が目立ち始めた。平成27年に耐用年数38年を迎えることになり、継続使用する場合には多額の補修経費が必要となる。

現在、延岡市がと畜場設置許可を持ち、と畜場である延岡市食肉センターを宮崎ビーフセンターに業務委託している。

- 委託内容は
- 1 施設及び設備の維持管理
 - 2 延岡市食肉センター設置条例による施設の供用
 - 3 上記条例に規定する使用料の徴収

である。

業務委託は公共と畜が主な目的であり、と畜に伴うものとして、施設及び設備の維持管理・食肉センター使用料の徴収が含まれている。

II 宮崎ビーフセンターの経緯

昭和60年度に業務委託した当初は公共と畜が相当数有り、本市も食肉センターを畜産関係施設として振興を図る計画（切迫と殺などの衛生対策、枝肉による肥育技術の研修、JA畜産センターの出荷先、精肉直売や加工販売畜産農家の利用）であったため、存続に踏み切ったものである。

しかし、このような公共と畜は畜産流通の変化とクミアイ食肉のと場設置により和牛がクミアイ食肉に流れ、また豚も鹿児島県での処理が増加し、公共と畜は減少していった。一方、宮崎ビーフセンターは九州一円から集めるという集荷努力により自社業務と畜が増加し、公共と畜の割合が減少していった。

（添付資料2-3参照）

宮崎ビーフセンターは市が誘致した企業であり、地域に一定の雇用効果を果たしている状況（従業員45人の8割が延岡市内からの雇用）から、現在も形態を維持したままで食肉センターの使用を認めている。

現在の延岡市食肉センターは行政財産であるが、「公の施設」であるかの判断は実際の利用形態から判断する（広島高裁判決）ことにより、施設使用の実態（特定の食肉業者が主として利用している。公共と畜は全体の2%）から延岡市は「公の施設」ではないとの見解をとってきた。

「公の施設」ではないことから、一営利企業に維持管理業務を委託することは差し支えないとの見解に達している。

ただし、当センターは制度事業及び公的資金を利用した関係上、行政財産の使用許可を適用している。

Ⅲ と畜場開設許可

現在、と畜場の設置許可は延岡市が持ち、延岡市食肉センターの設置者となっている。企業誘致当時に市が設置許可を返上して、宮崎ビーフセンターに設置許可を申請させ、一括民営移管するという方法も検討されたが、地元からはと畜場の移転要望が強いこと、また、移転せず一括移管するとしても市の管理が宮崎ビーフセンターに及ばなくなることへの地元の危惧を解消することなど、地元対策が必要であり、調整ができなかった。

一括移管を行うためには、県・関係機関と協議の上、延岡市食肉センター設置条例を廃止した（「行政財産」を「普通財産」に変更する。）後、県知事にと畜場廃止届の提出を行い、譲渡する必要があるが、市営と畜場廃止と同時に宮崎ビーフセンターのと畜場の設置許可申請が認められていなければならない。設置許可が無ければ宮崎ビーフセンターはと畜業務を行うことができなくなる。

宮崎ビーフセンターは延岡市の誘致企業であり、さらに、集荷地域の拡大、工場の設備投資などの自社努力により相当な利潤を上げており、市営と畜場廃止と一括移管については宮崎ビーフセンターと十分協議する必要がある。

協議については平成11年度にと畜場法改正により衛生施設、設備の整備を補助事業を導入して行ったが、補助金適化法の義務年限設備にもよるが最長で9年であり、その際の市債の支払が21年度で終了するため、平成20年度までに市食肉センターの存続若しくは廃止について協議し、運営方針を決定するという内容で宮崎ビーフセンターと覚書を交わしている。（添付資料2-8参照）

と畜場設置許可については、全国的には1県1と場が原則であるが畜産県宮崎の場合は県内では7ヶ所に設置許可が出ており、管理者が市であると場は3（都城、小林、延岡）、他は経済連2、民間2（（株）丸正フーズ（牛）と南日本ハム（株）（豚））であり、宮崎ビーフセンターについても設置申請すれば許可されとも考えられるが、申請については覚書における協議で詰めていくことになる。

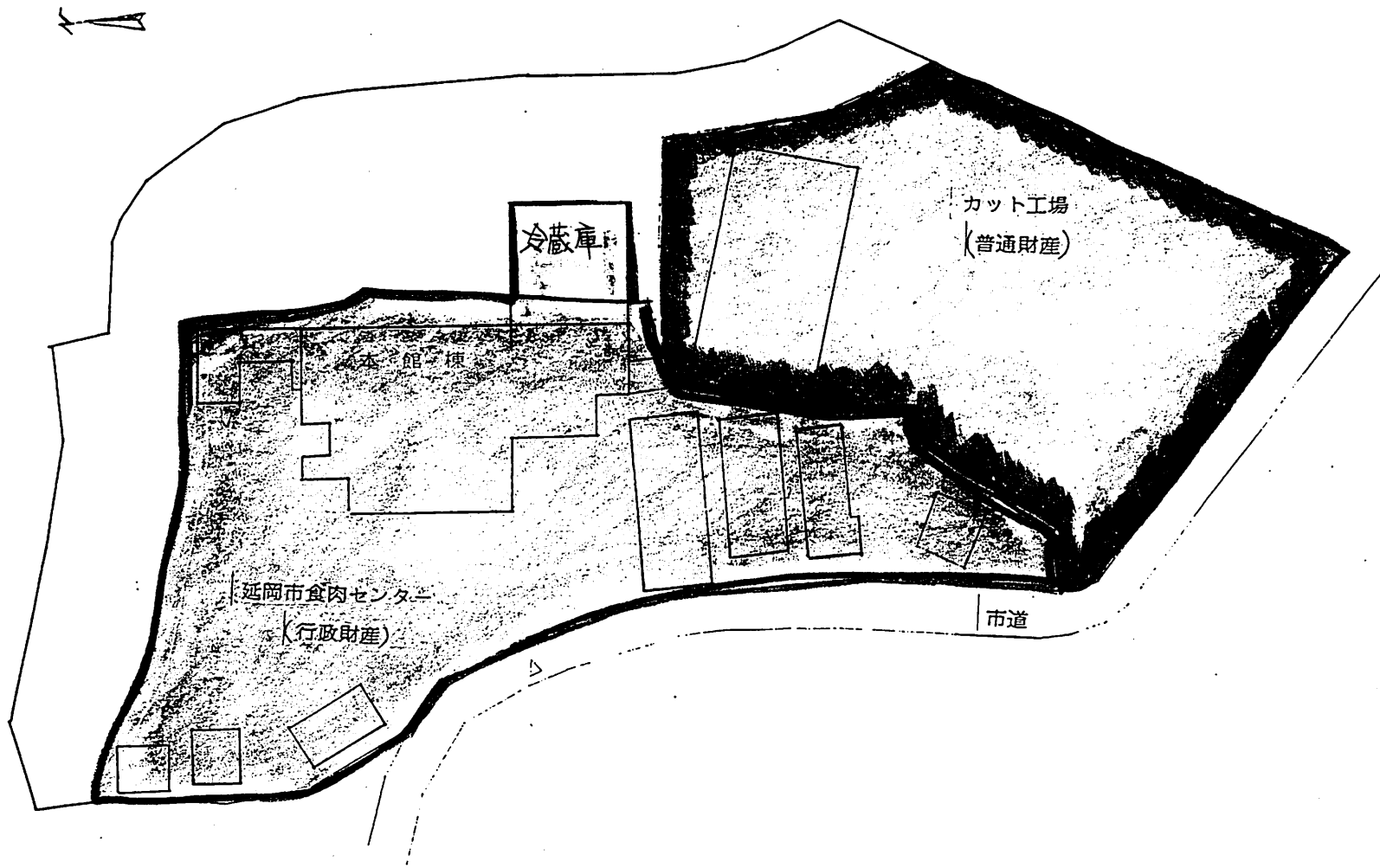
また、市食肉センターの位置は住居地域にあり、都市計画法上は新たなと畜場の設置はできないが既存の施設が継承されるということから判断されると思われる。

IV 直営理由

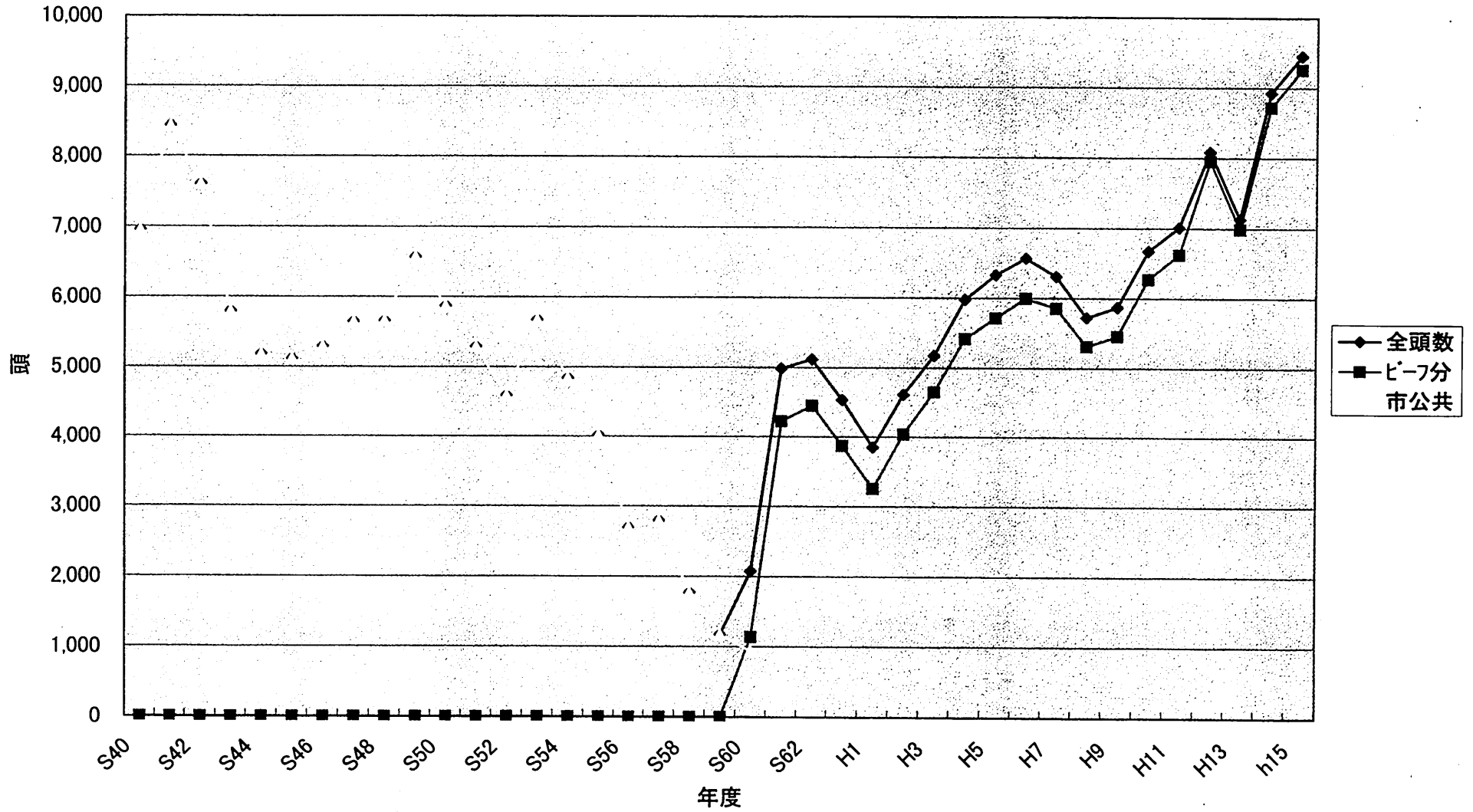
市食肉センターは使用の実態から、延岡市にとっては、公共と畜業務をやめ、市条例を廃止して、宮崎ビーフセンターに一括譲渡することが最も有益な方法であると考えられるが、廃止するにしても存続するにしても、宮崎ビーフセンターとの協議、地元及び地域団体との調整が必要であり、協議・調整により運営方針が決定されるまでは直営とし、現在の業務委託を継続したい。

運営方針は平成20年度までに決定したい。

延岡市食肉事業関係配置図



延岡市食肉センター処理頭数経年変化



延岡市食肉センター処理頭数経年変化

年度	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
全頭数	2,073	4,985	5,118	4,534	3,847	4,607	5,171	5,982	6,335	6,571	6,312	5,727	5,879	6,678	7,019	8,087	7,137	8,927	9,451
ヒ-7分	1,139	4,220	4,449	3,871	3,257	4,036	4,651	5,421	5,723	6,005	5,863	5,313	5,464	6,274	6,627	7,958	6,994	8,729	9,260
市公共	934	765	669	663	590	571	520	561	612	566	449	414	415	404	392	129	143	198	191
割合(%)	45.1%	15.3%	13.1%	14.6%	15.3%	12.4%	10.1%	9.4%	9.7%	8.6%	7.1%	7.2%	7.1%	6.0%	5.6%	1.6%	2.0%	2.2%	2.0%
使用料収入 (単位:千円)								307	348	323	263	243	243	226	222	80	94	122	117

年度	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
市公共割合	45.1	15.3	13.1	14.6	15.3	12.4	10.1	9.4	9.7	8.6	7.1	7.2	7.1	6.0	5.6	1.6	2.0	2.2	2.0

年度	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
病畜検査頭数	77	69	89	103	82	61	58	44	103	93	86	62	41	37	52	43	22	27	39
全体比(%)	3.7	1.4	1.7	2.3	2.1	1.3	1.1	0.7	1.6	1.4	1.4	1.1	0.7	0.6	0.7	0.5	0.3	0.3	0.4
内訳 (牛)	68	56	72	81	77	55	54	42	91	83	78	55	38	35	50	37	22	27	38
(豚)	9	13	17	22	5	6	4	2	2			1							
(その他)							0	0	10	10	8	6	3	2	2	6	0	0	1

※ 病畜頭数の70%程度が延岡市一般利用である。

延岡市食肉センター設置条例

昭和53年3月28日
条例第11号

改正 昭和60年10月1日条例第19号 平成3年9月25日条例第37号
平成9年3月31日条例第12号 平成16年3月30日条例第19号

(設置)

第1条 と畜場法(昭和28年法律第114号)第1条の目的達成のため、本市に食肉センターを設置する。

(名称及び所在地)

第2条 食肉センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
延岡市食肉センター	延岡市塩浜町2丁目2052番地ノ1

(使用申込み)

第3条 食肉センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、市長に申し込みをしなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは食肉センターの申込みを制限し、また受理しないことができる。

- (1) 食肉センターの許容能力を超えるとき。
- (2) 管理上必要があると認めるとき。
- (3) その他市長において必要と認めるとき。

(使用料)

第4条 利用者は、申込みのとき次表に定める使用料(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を前納しなければならない。

区分	使用料	備考
牛・馬	1頭につき 630円	開場時間以外及び休日の使用料は、5割増とする。
豚	1頭につき 520円	
子牛・子馬	1頭につき 520円	
めん羊・山羊	1頭につき 100円	

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は市長において特別の理由があると認める場合のほか返還しない。

(損失負担)

第6条 市長は、天災地変等避けることができない事故によって損害を生じた場合は、その責を負わない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新施設の供用開始までは、条例第2条に規定する所在地は延岡市塩浜町2丁目2049番地ノ7とする。

(他条例の改廃)

3 延岡市と畜場使用料徴収条例(昭和8年7月17日)は廃止する。

4 延岡市特別会計設置条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和60年10月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年9月25日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市食肉センター設置条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡市食肉センター設置条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市食肉センター設置条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用申込みに係る使用料について適用し、同日前の使用申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

延岡市食肉センター管理規則

昭和53年6月14日
規則第14号

改正 昭和62年11月21日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、延岡市食肉センター設置条例(昭和53年条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、円滑な業務の運営を図るために必要な事項を定める。

(休場日)

第2条 延岡市食肉センター(以下「食肉センター」という。)の休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(開場時間)

第3条 食肉センターの開場時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 平日 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 土曜日 午前8時30分から正午まで

(使用許可)

第4条 獣畜処理のため食肉センターを利用しようとする者は、使用許可申請書(別記様式)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(搬入時間)

第5条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に定める受付時間内に獣畜を搬入しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、受付時間を変更することができる。

- (1) 平日 午前8時30分から正午まで。
- (2) 土曜日 午前8時30分から午前10時まで。

(遵守事項)

第6条 利用者は、と畜場法(昭和28年法律第114号)を遵守するほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 管理者が管理上の必要に基づいて指示する事項

2 利用者が前項の指示に従わないときは、第4条の許可を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則



この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年11月21日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(第4条関係)

起案	決裁	完結	文書分類記号				保存種別		廃棄
			第1	第2	第3	フォルダー テーマ	ウツシ カエ	保存年	
平成16年 12月13日	平成16年 月 日	平成 年 月 日							平成 年 月 日
担当者	起案 責任者	合 議 者						決裁者	
					企画部長	総務部長	市民環境部長		
	市民課長  Tel 2443								
発信番号 (第 号)		意見							
施行 平成 年 月			合 議 者						
あて先			管財課長	企画課長	財政課長	職員課長	総務課長		
発信者名									
文書取扱	公印								
		意見							

件名： 悠久苑管理運営方針について (伺い)

(別紙 枚)

標記の件につきまして、先日、管財課から「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行する旨の説明会が行われ、市民課におきましては、火葬場である「悠久苑」が該当いたします。従いまして、今後の管理運営方針を別紙のとおり決定したいがよろしいか伺い致します。





記

悠久苑の管理運営は延岡市火葬場条例により（同施行規則を含む）運営しており、現在、個人委託にて2名（夫婦）により、委託契約を結んでおります。

「地方自治法の一部を改正する法律（平成15年6月13日公布）」によりますと同法施行後3年以内に、「指定管理者制度」へ移行する必要がある旨規定されておりますが、業務が特殊であるため、又、悠久苑が築26年を経過しており、設備等が当時のままで老朽化が著しく、管理運営上、悠久苑においては「指定管理者制度」の導入は困難であると考えます。

従いまして、平成17年度の焼屍業務につきましては、個人委託とし、その他の施設の運営管理につきましては、直営で運営していきたいと思っております。

尚、18年度以降につきましては、同法律の主旨を十分に踏まえ、個人による委託契約の継続等をも含めて、検討していきたいと思っております。

起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 番 号				保 存 種 別	廃 棄
平成 16 年 12 月 10 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	第 種	平成 年 月 日
			助 記					
担 当 者	起 案	検 討 者						決 裁 者
	責 任 者							市 民 環 境 部 長
 清掃工場長  Tel 33-1869								
	発 信 番 号 (第 号)							
施 行 平成 年 月 日								
あ て 先		課 内	合 議 者					
		主 査	主 幹	総 務 課 長	所 長	企 画 部 長	総 務 部 長	
発 信 者 名								
文 書 取 扱 主 任	公 印	意 見		管 財 課 長	企 画 課 長	財 政 課 長	職 員 課 長	

件 名 公の施設等の管理運営方針について (伺い)

(別紙 枚)

現在、清掃工場は直営と一部民間委託で、川島埋立場は直営で運営していますが、今後の管理運営につきましては以下のとおりに管理運営を行っていきたいと思います。

記

1. 清掃工場 直営で管理運営を行う
2. 川島埋立場 直営で管理運営を行う

【清掃工場】 昭和60年4月稼働開始

平成13年8月から、受入監視、灰出し車の運転、夜間の運転業務等について段階的に民間に委託してきており、16年4月からは昼間の運転業務を含めて前記業務を全て民間に委託している。直営で行っている業務は予算の計画・執行と機器整備である。

一般廃棄物の処理は地方公共団体の責務であり、その処理に際しては法規制等を遵守していかなければならないので、管理運営部門については直営で行う必要があると考えている。整備部門については他自治体において委託している事例もあるが、老朽化が著しく新工場稼働までの年数も少ないために、現在の工場の状態を熟知している職員で整備を続けていきたいと考えている。平成21年4月の新工場稼働時には委託化の検討を要する。

当施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（地方自治法第244条第1項）」ではないので「公の施設ではない」と考えている。

【川島埋立場】 昭和55年4月稼働開始

職員1名と地元採用の臨時職員1名の2名体制で管理運営を行っている。業務内容は、搬入物の受入監視、埋立・覆土、水処理施設の運転管理、場内整理等である。







埋立残余年数は数年であるが、埋立が終了しても埋立場閉鎖までには更に数年を要することから水処理施設の維持管理等を続けていく必要がある。受入が終了すれば水処理施設の監視についての機械化は可能であるが、現在の人員体制から判断して、委託による金銭的なメリットは少ないと思われる。

当施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（地方自治法第244条第1項）」ではないので「公の施設ではない」と考えている。

様式第3号

課 所 名

高齢者対策課

起 案	決 済	完 結	文 書 分 類 記 号				保 存 種 別	廃 棄
平成17年 7月22日	平 成 年	平 成 年 月 日	款	項	目	節	助 記	第 種
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者						決 裁 者
								福 祉 保 健 部 長
	 高齢者対策課長 Tel. 2501							
発 信 番 号 (第 行 号)								
あて先		課 内			合 議 者			
		地 域 福 祉 係 長	主 幹 兼 課 長 補 佐	管 財 課 長	企 画 課 長	企 画 部 長	総 務 部 長	
発 信 者 名								
文 書 取 扱 主 任	公 印							
								
								

件名 指定管理者制度移行に伴う公の施設の管理運営方針について（伺い）

このことについて、高齢者対策課所管の7施設の内「北老人福祉センター」「南老人福祉センター」「東海デイサービスセンター」「岡富デイサービスセンター」「島浦デイサービスセンター」「養護老人ホーム若葉荘」の6施設については、下記の理由により公募の方法によらないで現委託先を指定管理者の候補者とし、残り1施設「恒富地区高齢者コミュニティセンター」については、公募により指定管理者を選定したいと思いますよろしいか。

なお、決裁後、早急に設置条例、施行規則の改正について別途起案したいと思います。

記

1 各施設の概要について 別紙のとおり

2 公募の方法によらないで選定する理由について

(1) 南北老人福祉センター

現在、両施設は財団法人延岡市高齢者福祉協会（理事長：児玉悦生）が委託契約に基づき管理運営を行っているところである。

当協会は、昭和 63 年に非営利住民参加型の任意団体として発足以来、各種福祉サービスの提供を中心に、在宅福祉の重要な担い手として独自の活動を続けていたが、公的福祉サービスの受託に当たっては、財団法人としての法人化を積極的にすすめるよう厚生省（現厚生労働省）の指導もあり、平成 5 年 11 月、更なる市民福祉の向上と地域福祉の増進に寄与することを目的に市の出資（3 千万円）のもと法人化された。

このような経緯を踏まえ、委託先が第三セクターである場合の指定管理者制度の移行方法としては、

- 出資法人の役割は終わり、公の責任で実施しなければならないことは行政が行い、法人の解散と公募を同時に行う
- 一度、直営にもどして出資法人を解散させてから、指定管理者の公募を行う
- 当面は、現在受託している出資法人を指名し、受け皿となる民間事業者の存在を確認してから公募に移行する
- 人件費削減を中心に徹底的に経費節減を求めて出資法人を指名する
- 出資法人を類似の出資法人と統廃合してから指名する

以上のような方法が考えられるが、特に出資法人を解散させることは、様々な問題に波及することは避けられない。

また、当協会は、財団法人化される前の昭和 64 年に民間委託された経緯があるが、その目的はまさに今回の指定管理者制度の導入目的同様、財政コストの削減と住民サービスの向上にある。

当協会における人件費については、民間の給与基準を準用し管理経費についても前年当初予算の1割カットで削減してきており、民間手法の経営がなされ経費節減が図られている。

加えて、当協会はデイサービスセンターと在宅介護支援センターを有し、その機能を活用しながら地域に密着しつつ、行政等関係機関とも連携した一体的な施設運営の形態が形作られており、その地域のニーズを踏まえた地域への貢献度は非常に高く、地域住民及び周辺住民から“笑む笑む”という愛称で親しまれてもおり、本市における在宅福祉の中心的な存在としての役割は大きい。

以上のことから、当協会の経験や実績、及びそのノウハウ等も踏まえ課内でも十分検討した結果、公募の方法によらないで引き続き当協会を指定管理者の候補者とした方が、今後の効果的な管理運営がより期待できるものと総合的に判断する。

(2) 東海、岡富、島浦デイサービスセンター

本市は、これまで市内を概ね中学校区単位に8つの「保健福祉圏域」を設定し、特別養護老人ホームやデイサービスセンター、在宅介護支援センター等の計画的な配置を行い、その圏域にある社会福祉法人等を委託先として各種サービスの提供体制の整備を図ってきたところである。

そういった点を踏まえ、各法人の運営形態をみると、東海デイサービスセンターは、社会福祉法人三ツ葉会（理事長：大崎 茂）が委託契約に基づき管理運営を行っているが、当法人は、東海エリアの高齢者福祉サービスの拠点として、同一敷地内に特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター、ケアハウスを有しており、多様な福祉サービスを総合的に提供できるよう効果的な運営を図っている。

また、岡富デイサービスセンターについては、財団法人延岡市高齢者福祉協会が管理運営を行っているが、当法人は、岡富エリアの高齢者福祉サービスの拠点として、同施設内にある在宅介護支援センターの機能を生かしながら、各種サービスの提供を一体的に展開している。

島浦デイサービスセンターは、社会福祉法人千寿会（理事長：渡部頼貞）が管理運営を行っており、地域に根ざしたサービスを提供し、北浦町でも特別養護老人ホームを運営するなど北浦町での福祉サービス提供機関としての中心的な役割を果たしている。

いずれにしても、それぞれのエリア内で地域住民に在宅福祉の中核的な施設として認識され、各法人とも地域に密着したサービスの展開がなされている。

次に、財政コストの点についてであるが、各施設とも管理運営に関する委託料は支払われて

おらず、その運営費は介護報酬で賄われており、施設の維持管理費及び維持補修費についても原則として法人負担となっている。過去、浴室の改修、雨漏りやボイラー等の修繕を法人負担で行っている。

以上のことから、委託に係る経緯及び各法人の実績等を踏まえ、課内でも十分検討した結果、指定管理者制度を導入し引き続き現委託先である各法人を指定管理者の候補者とした方が、この制度の趣旨に合致し、今後の効果的かつ効率的な管理運営がより期待できるものと総合的に判断する。

(3) 養護老人ホーム若葉荘

本施設は、昭和49年5月に設置されてから直営により管理運営されてきたが、効果的な行財政の執行及び住民サービスの向上を目的として、平成8年4月、社会福祉法人みのり会（理事長：甲斐英孝）に民間委託された。

そもそも、今回の指定管理者導入の目的は老人福祉センターの部分でも述べたように、住民サービスの向上と財政コストの削減であり、実際、民間委託後の効果としては次の点が掲げられる。

- 入所者の高齢化、重度化による特に夜間及び土日祝祭日の処遇の充実
- 職員の専門職化
- 特別養護老人ホームみのり園からのバックアップ体制
- 超過負担の軽減
- 複数の施設経営による法人経営の安定化、事業の効率化、人事交流の円滑化









このように、民間委託したことによる効果は大きく、指定管理者制度導入の目的に合うものである。

更に、財政コスト面から言えば、現在、管理運営に関する経費は措置費で支払われており、これは委託先が変更となっても措置費は同額である。施設の補修改善については、原則として法人負担となっており、これまで居室の洋室化、空調設備の取り替え、トイレの増築等の費用を法人が負担している。また、施設本体もかなり老朽化が進んでおり法人による建て替えの検討に入っている。

老人ホーム等の居住系施設では、入所者との信頼関係の確保や処遇の一貫性が非常に重要であることから、委託先が変更となった場合、業務引継ぎや職員の確保など様々な業務を処理しなければならず、指定管理者の指定から事業開始まで相当の期間が必要となる。

よって、当法人の実績・評価等も踏まえ、課内でも十分検討した結果、公募の方法によらないで引き続き当法人を指定管理者の候補者とした方が、今後の効果的な管理運営がより期待できるものと総合的に判断する。

様式第13号

課所名						児童家庭課			
起案	決裁	完結	文書分類記号				保存種別		廃棄
平成16年 12月16日	平成16年 月 日	平成 年 月 日	第1	第2	第3	フォルダー テーマ	ウツシ カエ	保存年	平成 年 月 日
担当者	起案 責任者	検討者						決裁者	
	課長 								福祉保健部長
発信番号 (第 号)		意見							
施行 平成 年 月 日		合議者							
あて先		副主幹兼保育係長	課長補佐	企画課長	管財課長	職員課長	企画部長		
発信者名									
文書取扱	公印	係員	主査	財政課長	総務課長		総務部長		
									

件名 児童家庭課 保育係・児童家庭係所管施設運営方針について(伺)








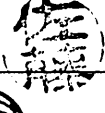





(別紙 1 枚)

地方自治法の一部改正に伴い、平成18年9月2日から所管施設について従来通りの管理委託が出来なくなります。つきましては、児童家庭課所管施設につき別紙のとおり今後の管理方針を決定したいがよろしいか伺います。

おせい学園の移管について委託先法人より陳情書が提出され(お)有りて
この件については別途起案致します。(並記)

児童家庭課 保育係・児童家庭係、所管施設管理運営方針予定表

No.	施設名	現状	今後の運営方針	直営を維持する理由
1	山下保育所	直営	直営	全庁的判断が必要
2	川中保育所	直営	直営	全庁的判断が必要
3	土々呂保育所	直営	直営	全庁的判断が必要
4	東海保育所	直営	17年4月1日より 民営化 (施設委譲)	
5	恒富保育所	直営	直営	全庁的判断が必要
6	伊形保育所	直営	17年4月1日より 民営化 (施設委譲・敷地貸与)	
7	東保育所	直営	直営	全庁的判断が必要
8	日の出保育所	直営	17年4月1日より 民営化 (施設委譲・敷地貸与)	
9	島浦保育所	直営	直営	全庁的判断が必要
10	南保育所	直営	18年4月1日より 民営化 (施設委譲・敷地貸与)	
11	一ヶ岡保育所	直営	18年4月1日より 民営化 (施設委譲・敷地貸与)	
12	中島保育所	直営	直営	全庁的判断が必要
13	中島児童館	直営	直営	全庁的判断が必要
14	山下児童館	直営	直営	全庁的判断が必要
15	緑ヶ丘児童館	管理委託制度	18年4月1日より指定管理者制度へ移行	
16	旭児童館	管理委託制度	18年4月1日より指定管理者制度へ移行	
17	ファミリーハイッ	管理委託制度	18年4月1日より指定管理者制度へ移行	
18	みどり学園	管理委託制度	18年4月1日より指定管理者制度へ移行 同時に民営化についても検討	

起 案	決 裁	完 結	文書分類記号					保存種別	廃 棄
平成 16年 12月 15日	平成16年 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助 記	第 種	平成 年 月 日
担当者	起案責任者 児童家庭課長	検 討 者						決 裁 者	
	 TEL							福祉保健部長	
発信番号 (第 号)		意見							
施 行 平成 年 月 日									
あて先		合 議 者							
		児童家庭係長	課長補佐	財政課長	総務課長	統務部長	企画部長		
発信者名									
文 書 取扱主任	公 印								
				職員課長		管財課長	企画課長		
									

件 名

児童家庭課所管延岡ライトハウスの今後の運営方針の決定について (伺)

地方自治法の一部改正により、平成18年9月2日から所管施設の管理・運営について従来

通りの管理委託が出来なくなります。つきましては、児童家庭課所管延岡ライトハウスについ

て、別紙のとおり、今後の運営方針を決定したいと思いますが、よろしいか。

1. 施設名

延岡ライトハウス（盲人ホーム、点字図書館）

2. 現状







（財）延岡愛盲協会に管理委託

3. 今後の管理運営方針

指定管理者制度へ移行

4. 移行時期

平成18年4月1日

						課所名	健康管理課	
起案	決裁	完結	文書分類番号			保存種別	廃棄	
平成16年	平成 年	平成 年	款	項	目	助記	第 種	平成 年 月 日
12月10日	月 日	月 日						
担当者	起案責任者	合 議 者					決裁者	
		企画部長	総務部長					福祉保健 部長
健康推進係長	健康管理課長							
	 Tel							
発信番号 (第 号)		企画課長	総務課長	職員課長	財政課長	管財課長		
施行 平成 年 月 日								
あて先		健康管理課						
		健康推進係	保健予防係長	主幹兼				
発信者名				課長補佐				
ファイリング マネージャー	公 印							

件名 ヘルストピア延岡の管理運営方針について（伺い）

(別紙 枚)

標記の件について、下記スケジュールを目途に、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度へ移行したいがよろしいか。

記

- ・選定基準や募集要項等の作成・・・平成16年度中
- ・指定管理者の公募・・・平成17年5月
- ・指定管理者の選定・・・平成17年6月
- ・議会の承認・・・平成17年度9月議会もしくは12月議会
- ・指定管理者制度のスタート・・・平成18年4月から。

《 参考例 》

延岡市余熱利用健康施設「ヘルストピア延岡」の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

ヘルストピア延岡指定管理者募集要項（参考案）

次の条件、内容等により延岡市余熱利用健康施設「ヘルストピア延岡」の管理を希望する団体を募集します。

◆ 施設の概要

- (1) 名称 延岡市余熱利用健康施設「ヘルストピア延岡」
- (2) 場所 延岡市長浜町3丁目1954-1
- (3) 施設規模
 - ①構造 鉄筋コンクリート造4階建て、一部鉄骨造
 - ②敷地面積 6,481㎡
 - ③建築面積 延床 8,215.74㎡
- (4) 施設内容
 - 1階 25mプール、流れるプール、ウォータースライダーなど
 - 2階 レストラン、大・小和室、ゲーム機コーナーなど
 - 3階 大浴場、露天風呂、寝湯、遠赤外線サウナ等
 - 4階 健康スタジオ、会議室など

- #### ◆ 応募資格
- 延岡市余熱利用健康施設「ヘルストピア延岡」の経営に意欲のある法人その他の団体（ただし、本社、本店、主たる事務所が延岡市内に所在すること。）

◆ 応募書類

- (1) 指定管理者指定申請書（延岡市役所健康管理課で配付）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 法人その他の団体の定款又は寄付行為及び登記証明（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における当該法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書
- (6) 設立趣旨、事業内容等法人等の概要がわかるもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

- ◆ 募集期間 平成17年5月1日～同年5月25日まで
- ◆ 選定期間 平成17年6月1日～同年6月3日
- ◆ 指定管理者の指定 平成17年9月下旬を予定
- ◆ 選定者 延岡市長（延岡市議会の議決を経て指定）
- ◆ 選定基準
 - (1) 事業計画が適切なものであること。
 - (2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。
 - (3) 最も効果的かつ効率的な運営管理を実施できる者であること。
 - (4) 施設運営上求められる法令上の有資格者がいること。
- ◆ 提出先
延岡市東本小路2番地1
延岡市役所健康管理課
- ◆ 選考方法
書類及び面接審査
- ◆ 問い合わせ 延岡市役所健康管理課 Tel 0982-22-7014

担当者

主 (伊東) 査 任 者

健康推進係長



保健予防係長



主幹兼補佐



健康管理課長



「指定管理者制度」アリング資料(ヘルストピア延岡分)

① 16年度委託先

株式会社ヘルストピア延岡

② 16年度の施設管理委託料

40,450,000円(予定)

内訳	ヘルストピア延岡管理委託料	18,490,000円(当初) + 4,960,000円(台風被害による12月補正 予定分)
	ヘルストピア延岡健康増進委託料	17,000,000円(当初)

③ 委託の内容

設備の保守点検、修繕など施設の維持管理及び市民の健康増進のための安全性の確保と一定のサービスの提供










④ 今後の管理運営

指定管理者制度へ移行(予定)。

※ 16年度中に選定基準や募集要項等を作成。17年度9月議会もしくは12月議会において、議会の承認を受け、18年度4月から、指定管理者制度をスタートさせる。

11/5
午前9時より資料により管財課のヒアリングは並行
がイトロインに於いては、又、味の担当係長と同時並行
で依頼すること。

様式13号

課所名					農林課		
起案	決裁	完結	文書分類記号			保存種別	廃棄
平成16年 12月15日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助記
担当者	起案 責任者	検討者					決裁者
	(農林課長)						農林水産部長
							
発信番号 (第 号)	意見						
施行 平成 年 月 日	合議者						
あて先	農政係長	補佐	職員課長	総務課長	企画部長	総務部長	
発信者							
文書 取扱主任	公印						
	係員			管財課長	企画課長	財政課長	
	 		 				

件名 延岡市農村婦人研修センターに係る今後の管理運営の方法について (伺い)

(別紙 枚)

本課が管轄している延岡市農村婦人研修センターの管理運営につきまして、現在は、延岡市農村婦人研修センター運営協議会(事務局:JA延岡)と管理委託契約を結んでおります。平成15年9月地方自治法第244条の2の改正に伴い、公の施設につきましては直営とするか指定管理者制度へ移行するかを平成18年9月2日までに決定しなければなりません。

法改正に伴い、当施設の管理運営について協議したところ、直営で行うことは施設の性質上難しい為、平成18年4月に指定管理者制度へ移行したいがよろしいか。

延岡市農村婦人研修センター概要

1. 事業名 昭和61年度農村地域トータルライフ向上対策事業（昭和62年4月1日開設）
2. 事業の目的 食生活の改善のため自家農産物の加工や村おこしの一環として、地場農産加工品の開発をめざし、その技術習得及び学習ができる施設を整備する。
3. 事業費 46,200,000円〔うち国庫補助（1/3）15,066,000円〕
本体施設 33,477,000円
内部設備 12,723,000円
4. 事業量 鉄骨平屋建 1棟 207.97㎡
機械器具一式
5. 設置場所 延岡市大武町39番地2 TEL（34）3041
6. 管理運営 延岡市農村婦人研修センター運営協議会に委託
7. 利用状況











年度	年間延利用日数（実質日数）	団体数	利用延人数	使用料
8	161（141）	162	1,520	347,230
9	193（164）	193	1,648	422,380
10	173（151）	173	1,565	385,170
11	169（150）	169	1,387	372,930
12	196（161）	196	1,728	395,930
13	165（142）	165	1,419	342,210
14	171（158）	171	1,466	333,580
15	176（166）	176	1,509	342,070

8. 機械器具

機械・器具名	既存 台数	使用料 (1台あたり)	機械・器具名	既存 台数	使用料
殺菌槽	1	150 円	蒸気ボイラー	1	使用料なし
圧力煮釜	1	150 円	全自動軟水器	1	
回転式三重釜	1	150 円	オイルタンク	1	
蒸し器	1	150 円	一層シンク	2	
ミートチョッパー	1	100 円	計量器	1	
フードカッター	1	100 円	湯沸器	1	
真空包装機	1	100 円	打栓器	1	
ポン菓子機	1	100 円	ミキサー	1	
ガス炊飯器	2	100 円	ミンチ台	1	
製粉機	1	100 円	作業台	2	
ガスバーナー	1	150 円	調理実習台	2	
フィニッシャー	1	100 円	調理台	2	
簡易シール機	1	100 円	運搬車	1	
水物シール機	1	100 円	冷蔵庫	1	
			扇風機	2	

※金額は1回あたりのものとする。1回とは9:00~12:00、13:00~17:00までのそれぞれをいう。

様式13号

				課所名		農林課			
起案	決裁	完結	文書分類記号				保存種別	廃棄	
平成17年 1月12日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助記	第 種	平成 年 月 日
担当者	起案 責任者	検 討 者						決裁者	
								農林水産部長	
	 TEL _____								
発信番号 (第 号)		意見							
施 行 平成 年 月 日		合 議 者							
あて先		農政係長	補佐	職員課長	総務課長	企画部長	総務部長		
発信者名									
文 書 取扱主任	公 印					管財課長	企画課長	財政課長	
		係 員							

件名 延岡市舞野地区多目的研修センター・延岡市南浦地区基幹集落センターに
 係る今後の管理運営の方針について (伺)

(別紙 枚)

平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理については、同法第244条の2の規定に基づき、現行の「管理委託制度」を「指定管理者制度」へ変更することになりましたので、延岡市舞野地区多目的研修センター・南浦地区基幹集落センターについては、その取り扱いを次のとおりにしたいがよろしいか。

記

今後の運営方針

①延岡市舞野地区多目的施設研修センター

本センターは、農用地利用増進特別対策事業によって整備された公の施設であり、平成18年4月1日から指定管理者制度に移行する。

1. 事業名 農用地利用増進特別対策事業 (昭和56年度)

2. 設置及び事業の目的 農用地の有効利用促進、農業経営の改善及び農業担い手の育成・確保を図り、地区全体の農業生産力の向上に資する。

3. 事業費 120,731千円(補助率 国 50% 県 5%)

4. 事業量 鉄骨平家建1棟 900.19㎡(273坪)

5. 設置場所 延岡市舞野町2550番地

6. 管理運営 延岡市舞野地区多目的研修センター運営協議会に委託

7. 利用状況

年度	件数	人数	使用料(円)
11	1,039	8,162	631,980
12	1,139	9,061	567,875
13	1,034	9,883	634,050
14	953	9,690	471,010
15	861	10,908	533,480

8. 使用料

区分	使用時間		午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
		円	円	円	円	円
多目的ホール		1,570	2,620	3,150	7,340	
大研修室 (1時間につき)		午前9時から午後5時まで		310円		
		午後5時から午後10時まで		420円		
小研修室 (1時間につき)		午前9時から午後5時まで		210円		
		午後5時から午後10時まで		260円		
調理実習室 (1時間につき)		午前9時から午後5時まで		310円		
		午後5時から午後10時まで		420円		
設備器具	バレーボール	1組1回につき 260円		フロアーシート	1枚1回につき 100円	
	バドミントン	1組1回につき 260円		シャワー	1人1回につき 100円	
	卓球	1組1回につき 260円		放送設備	1時間につき 100円	
付記						
1 多目的ホールを部分的に個人で使用するときは、1時間につき50円とする。						
2 入場料を徴収する場合又は営利を目的とした展示会等に使用の場合は、上記の使用時間区分に従い、当該額の3倍額とする。						
3 許可時間を超えて使用するときは、超過時間1時間につき次の使用料を徴収する。 午後5時以前 午後の使用料の5分の1 午後5時以後 夜間の使用料の5分の1						
4 特別に電気等を使用するときは、実費相当額を加算する。						
5 多目的ホールを半面使用するときは、半額とする。						

②延岡市南浦地区基幹集落センター

本センターは、市からは消防設備点検手数料(年 27,000円)のみの支出で管理委託料はなく、管理運営は、地区住民の負担で行っている。また使用料を徴収しておらず、不特定多数の人々が利用する他の施設とは異なり、いわば地区住民の公民館として利用されているのが実情である。

本センターは、県単補助を受けて設置されたものであり、無償貸与について県に問い合わせたところ、東臼杵振興局に届出すれば良いとの事であった。

このことから、平成18年4月1日から指定管理者制度への移行を基本としながら無償貸与についても検討していきたい。

1. 事業名 県単山村地域農林漁業特別対策事業 (昭和57年度)

2. 設置及び事業の目的 産業の振興と住民の福祉の向上に資する

3. 事業費 57,053千円(補助率 県 50%)

4. 事業量 鉄骨平家建1棟 362㎡(110坪)

5. 設置場所 延岡市熊野江町1, 916番地

6. 管理運営 南浦区長会

7. 利用状況 南浦地区住民の集会所 (使用料は無料)

様式13号

				課所名				農村整備課					
起案		決裁		完結		文書分類記号				保存種別		廃棄	
平成16年 12月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		款	項	目	節	助記		平成 年 月 日	
担当者		起案 責任者		検討者						決裁者			
農田		農村整備課長 TEL 78621										部長	
発信番号 (第 号)		意見											
施行 平成 年 月 日													
あて先		課内合議		合議者									
		課長補佐兼 土地改良係長		主幹兼 地籍調査係長		職員課長		総務課長		企画部長		総務部長	
発信者		田中		権藤		尾前							
文書 取扱主任		公印		管理係		土地改良係		高橋		管財課長		企画課長 財政課長	
		柳田 染美		田中		意見 高橋 織田							

件名 農村整備課所管の公の施設等の管理運営の方針について (伺)

(別紙 枚)

平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、延岡市が設置する公の施設の管理については、同法第244条の2の規定に基づき、現行の「管理委託制度」を「指定管理者制度」へ変更することとなりましたので、農村整備課が設置している12の施設について、その取り扱いを次のとおりとしたいがよろしいか。

(裏面へ)

記

1. 今後の管理運営方針

(1) 多目的集会施設

小峰、細見、行滕地区の各農業集落多目的集会所は公の施設であるが、農村基盤総合整備事業により受益者負担金を伴って整備され、事業の実施計画に受益範囲（利用圏域）や予定管理者、及び管理方法が明確に設定されているなど、施設の性格や設置の目的が地域の住民の利用に供するものであるため、公募によらず地元生産組合を指定管理者に該当するものとして管理運営を委託する。

東海コミュニティセンターは、県単独水と緑のみやざき農村整備事業によって整備された公の施設であり、平成18年4月1日から、公募により選定した指定管理者に管理運営を委託する。

(2) 農村公園

中三輪、松山、岡元、黒仁田、高野、佐野、鹿狩瀬地区の各農村公園は、農村集落の生活改善を目的として農村基盤総合整備事業、及び農村総合整備モデル事業によって整備された公の施設である。管理は市の直営として指定管理者制度は導入せず、維持管理を地元区に協定により委託することとして、現行条例の必要な事項を改正する。なお、委託期間は、施設の存続期間とする。

(3) 飲雑用水供給施設









黒仁田地区の飲雑用水供給施設は、農村集落の生活改善を目的として農村基盤総合整備事業によって整備された公の施設であるが、事業の実施計画に受益範囲（利用圏域）や予定管理者、及び管理方法が明確に設定されているなど、施設の性格や設置の目的が地域の住民の利用に供するものであるため、公募によらず地元生産組合を指定管理者に該当するものとして管理運営を委託する。

農業農村施設一覽表

平成 16 年 12 月 日 農村整備課作成

施設名	地区名	面積	完工年月日	事業名	受益者負担	施設の種類	管理運営	指定管理者	備考
農 村 公 園	佐野	1,300 m ²	H. 8. 6. 26	農村総合整備モデル事業	-	公の施設	直営	-	維持管理を地元区に委託
	鹿狩瀬	1,100 m ²							
	中三輪	1,600 m ²	H. 4. 3. 31	農村基盤整備事業					
	松山	1,980 m ²	H. 5. 2. 18						
	岡元	3,000 m ²	H. 4. 3. 31						
	黒仁田	1,500 m ²	H. 4. 3. 31						
	高野	2,000 m ²	H. 5. 5. 18						
農業集落多目的集会所	行滕	210 m ²	H. 6. 8. 15	農村基盤整備事業	20%	公の施設	委託	特定	管理運営を地元生産組合に委託
	小峰	300 m ²	H. 4. 3. 31						
	細見	262.5 m ²	H. 4. 3. 31						
東海コミュニティセンター	東海	498 m ²	H. 14. 3. 31	水と緑のみやざき農村整備事業	-	公の施設	委託	公募	
飲雑用水供給施設	黒仁田	-	H. 5. 3. 31	農村基盤整備事業	-	公の施設	委託	特定	管理運営を地元生産組合に委託

様式13号

				課所名			農村整備課		
起案	決裁	完結	文書分類記号					保存種別	廃棄
平成17年 10月12日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助記	第 種	平成 年 月 日
担当者	起案 責任者	検 討 者						決裁者	
							農林水産部 部長	助 役	
	農村整備課長  Tel 78621								
発信番号 (第 号)		意見							
施 行 平成 年 月 日		課 内 合 議				合 議 者			
あて先		係 員	管理係長	課長補佐			管財課長	総務部長	
発 信 者									
文 書 取扱主任	公 印								
		意見							

件 名 土地改良施設のうち、農村公園、多目的集会所の取扱について (伺)

(別紙 枚)

標記につきまして、指定管理者制度への移行に伴い、次のとおりとしたいがよろしいか。

なお、東海コミュニティセンター、及び黒仁田地区飲雑用水供給施設については、すでに、指定管理者制度へ移行することとして指定管理者を選定しております。

記

【農村公園】

(裏面へ)

以下の理由から、農村公園は直営とし、維持管理を協定により地元に委託する。

- 1.農村公園は、農村地域に居住する農業者その他の住民の憩いの場として農村基盤総合整備事業で整備された土地改良施設であるが、都市・緑地公園と設置の趣旨、利用形態はほぼ同様である。
- 2.利用者は不特定多数であり、使用を制限されている行為の他は、自由に利用できるものである。
- 3.現条例には、管理運営を委託するとしているが、実際には、草刈等の維持管理を委託しているに過ぎず、遊具等の点検は農村整備課職員が行っている。これは、過去に都市公園や公営住宅児童遊園で事故が多発し、市の管理責任が問われたことから、これの対応として実施しているものである。
- 4.指定管理者制度移行への影響と思われるが、平成17年以降の各市の条例を見ると、ほとんどが農村公園を直営とするための条例改正を行っている。

【農業集落多目的集会所】

以下の理由から、農業集落多目的集会所を地元へ無償譲渡する。

- 1.多目的集会所は、農村地域における営農活動の拠点として農村基盤総合整備事業で整備された土地改良施設であり、建設費の20%を農家(3条資格者)が負担している。(国50%、県16.5%、市13.5%) (い峰、細見、行藤)
- 2.他の集会所は農村基盤総合整備事業以外の制度事業で建設されているが(県50%、市10%、地元40%)、地元の財産として管理されている。(上記以外の施設)
- 3.集会所の地元への譲渡は、第5次行革の一環として進めており、これにより施設の維持管理の適正化と市の経費節減が図られることが期待できる。
- 4.宮崎県の見解は、多目的集会所を公の施設建設とした場合、利用に関し差別的取り扱いができないため市民に等しく利用を認めることになるが、これにより、区域内の農業者の営農活動拠点とするという事業目的が達成できないことになり、このことが適正化法に抵触する恐れがある。
地元への譲渡に際しては、築後45年間は土地改良施設として管理されることが条件であり、この場合、市から地元に移管されるものであると解されることから、県知事への財産処分申請は不要である。

				課所名				下水道課					
起案		決裁		完結		文書分類記号				保存種別		廃棄	
平成16年 12月9日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		款	項	目	節	助記		第 種	
担当者		起案 責任者		検 討 者				決裁者					
		下水道課長						上下水道部長					
													
TEL2741													
発信番号 (第 号)		意見											
施行 平成 年 月 日				合 議 者									
あて先				職員課長	企画課長	総務課長	企画部長	総務部長					
発信者名													
ファイリング マネージャー	公 印			公営企業移行対策監	管財課長	財政課長							
		意見											

件 名 下水道処理場等の今後の管理運営方針について

(伺い)

このことについて、平成15年6月に地方自治法が改正され指定管理者制度が創設されましたが、下水道課が所管する各施設については、下記のとおり当分の間は現行のまま直営体制で管理したいと思いますよろしいか。

記

1. 下水道課所管施設

①下水道事業

妙田下水処理場／一ヶ岡下水処理場

②農業集落排水事業

祝子処理場／大野処理場／行滕処理場／大峡処理場

熊野江処理場（平成 17 年 4 月 1 日供用開始予定）

③漁業集落排水事業

島浦処理場

2. 現行の管理体制

職員 12 名（妙田下水処理場）により各施設（ポンプ場、衛生センターを含む。）を直営で管理。中央監視、汚泥処理、集落排水処理施設管理等については業務ごとに民間企業等に委託している。（別紙）

3. 今後の方針

平成 19 年度からの公営企業会計移行を控え、指定管理者制度を導入することは、施設管理の効率化、維持管理費の削減という観点から大きな効果が期待されます。

しかしながら、施設管理の民間委託については、次に掲げる課題のように国土交通省通知に基づく「包括的民間委託」等の選択肢もあり、指定管理者制度を導入するに当たっては更に研究し検討を重ねる必要があります。

このため、現在のところ移行の具体的な時期については未定であり、当分の間は現行のまま直営体制で管理し、条件が整い次第民間委託する方向で調整したいと思います。

【課 題】

① 下水道施設については第4次延岡市行政改革に掲げた目標（下水道施設保全業務の一部民間委託及び体制の見直し）を平成15年4月1日に達成したばかりであり、今すぐ職員の削減を伴う指定管理者制度を導入することは困難であると思います。

② 指定管理者制度に移行するに当たっては、受託事業者の適切な選定、受託業務の範囲、異常時・災害時の対応及び責任の分担等について慎重に検討する必要があります。

③ 国土交通省下水道管理指導室長通知に基づく包括的民間委託についても、指定管理者制度と合わせて検討する必要があります。

④ 委託の方法として従前どおり業務委託を行うことも可能ですので、指定管理者制度、包括的民間委託、従来の業務委託のうちどれを選択するかについても今後の検討課題となります。

4. 添付資料

① 所管課施設の今後の管理運営方針の決定について（お願い）

（平成16年11月24日 管財課長通知）

② 各課所管の公の施設等についての管理運営方針の決裁について（お願い）

（平成16年12月3日 管財課長通知）

③ 下水処理場等の業務委託内容

④ 指定管理者制度による下水道の管理について

（平成16年3月30日 国都下企第71号 国土交通省下水道企画課長通知）

⑤ 下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について

（平成16年3月30日 国都下管第10号 国土交通省下水道管理指導室長通知）

平成16年度 下水処理場等の業務委託内容

下水道事業特別会計(妙田下水処理場/一ヶ岡下水処理場)

委託先	委託料(または予算額)	委託内容	備考
日本ヘルス工業(株)	100,147,000	中央監視業務	
九州富士電機(株)	11,340,000	コンピュータ保守点検(中央監視装置)	
南九州ソイル(株)	29,839,000	下水汚泥処理処分業務@10,815円/t	単価契約
農興産業(株)		下水汚泥処理処分業務@10,815円/t	単価契約
延岡市庁友会	5,280,000	汚泥脱水施設の運転操作(妙田下水処理場)	
宮崎ビルサービス(株)	1,370,407	施設清掃管理(妙田下水処理場)	
(株)南日本環境センター	398,538	施設清掃管理(一ヶ岡下水処理場)	
(社)延岡市シルバー人材センター	1,458,000	施設緑地管理(妙田下水処理場)	
(社)延岡市シルバー人材センター	191,000	施設緑地管理(一ヶ岡下水処理場)	
(有)宮通	497,700	自動電話交換機点検(妙田、一ヶ岡下水処理場)	
(株)東洋検査センター	3,719,000	水質等測定	単価契約
未定	1,660,000	高圧受配電設備点検(妙田下水処理場)	年度末実施予定
(財)九州電気保安協会	1,009,890	自家用電気工作物保安業務(一ヶ岡下水処理場)	
委託料合計	156,910,535		

農業集落排水事業特別会計(祝子/大野/行藤/大峽処理場)

委託先	委託料(または予算額)	委託内容	備考
延岡地区環境整備事業協同組合	6,417,000	汚泥抜取清掃 @7,036円/m ³	単価契約
(株)南日本環境センター	6,675,000	集落排水処理施設維持管理業務	
川越隆電気管理事務所	117,600	自家用電気工作物保安業務(行藤)	
委託料合計	13,209,600		

漁業集落排水事業特別会計(島浦処理場)

委託先	委託料(または予算額)	委託内容	備考
延岡地区環境整備事業協同組合	4,851,000	汚泥抜取清掃 @9,800円/m ³	単価契約
(株)南日本環境センター	2,512,500	集落排水処理施設維持管理業務	
川越隆電気管理事務所	152,775	自家用電気工作物保安業務	
委託料合計	7,516,275		

[別添 通知1]

国都下企第71号
平成16年3月30日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局
下水道部下水道企画課長

指定管理者制度による下水道の管理について

平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）において公の施設の管理に関する指定管理者制度が創設されたところである。

各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による公共下水道等の管理について、下記事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、貴都道府県内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知をされたい。

記

1 指定管理者制度の趣旨

従来、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2において、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、公の施設の管理を普通地方公共団体が出資している一定の法人等に委託することができることとされていた（管理委託制度）。

今般、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法第244条の2が改正され、従来の管理委託制度に代わる新たな制度として指定管理者制度が創設され、地方公共団体が指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができることとなった（指定管理者制度）ものである。

2 下水道における指定管理者制度の適用

(1) 地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法との関係

地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法は、一般法と特別法の関係にあるため、個別の公物について地方自治法の指定管理者制度が適用されるか否かは、個別法の規定の解釈によるものである。

なお、地方自治法の解釈として、指定管理者制度は、事実行為のみにも適用可能であるが、使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等の法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限は指定管理者に行わせることはできないこととされている。

(2) 下水道における指定管理者制度の適用

(1)を踏まえ、下水道における指定管理者制度の適用については、以下のとおりとする。

下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等や管渠の保守点検、補修、清掃等あるいは使用料の徴収管理等の事実行為については、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行うことが従前どおり可能であるほか、委託する管理の内容に応じ指定管理者制度によることも可能である。

一方、排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制、物件の設置の許可、使用料等の強制徴収、監督処分等の下水道管理者が行うべき公権力の行使に係る事務等については、指定管理者制度は適用できないので十分留意すること。

3 下水道において指定管理者制度を適用する場合の手続

(1) 条例の制定

指定管理者制度を適用する場合には、条例において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（地方自治法第244条の2第4項）ので、下水道において指定管理者制度を適用する場合には、具体的に以下の事項を定めることが適当である。

① 指定の手続

申請の方法、選定基準等について定めることとなるので、申請の方法として業務実施計画書を提出させること等を定めるとともに、選定基準として、以下の事項等を定めること。

- ・施設の維持管理を効率的に行うことができる専門的知識及び技術的な能力に加え、維持管理を安定的に継続して行う財産的基盤を有していること。
- ・指定管理者に管理を行わせることにより、施設の効用を最大限に発揮することが可能になるとともに施設の維持管理経費の縮減が図られること。など

② 管理の基準

下水道として適切な維持管理を確保する上で必要となる事項として、放流水の水質や汚泥の含水率、施設の機能確保等について、管理を行わせようとする下水道施設などの実情を踏まえて定めること。

③ 業務の範囲

2(2)を踏まえた上で、各施設の目的や態様等に応じて指定管理者が行う業務の具体的な範囲を定めること。

この場合、清掃、警備等の個々の具体的な業務の一部を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないものであることを担保すること。

(2) 指定管理者の指定

① 指定管理者の指定にあたっては、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について議会の議決を経ることとされている（地方自治法第244条の2第6項）。

② 指定管理者の指定に際しては、施設の諸元、流入水の水質等の当該施設の特性のほか、下水道の維持管理に関する専門的な知識及び技術的な能力、財産的基盤等の応募条件を記載した募集要項等を事前に公表するなど広く民間事業者が参加できるように配慮すること。

③ 条例制定、選定等の手続き、議会の議決、協定の締結、事務引継等の期間を考慮して計画的に事務手続を進め、指定管理者が業務を円滑に開始できるように必要な措置を講ずる

こと。

- ④ 指定管理者に支出する委託費の額等条例で定める項目以外の細目的事項については、地方公共団体と指定管理者との間の協定等の中で明らかにしておくこと。

(3) 指定管理者に対する監督等

地方公共団体は、指定管理者からの事業報告書の提出(地方自治法第244条の2第7項)、指定管理者に対する当該管理の業務又は経理の状況に関する報告、実地調査又は必要な指示ができるほか、地方公共団体は、指定管理者が上記指示に従わない場合等においては、指定の取消し又は業務の停止命令を行うことができる(地方自治法第244条の2第10項及び第11項)ので、適宜必要な措置を講ずること。

4 下水道管理者として適切な管理を確保するための留意事項

① 下水道管理者として、指定管理者への指示、監督等の施設の適切な管理を確保するための必要な措置が行えるよう十分な体制が整備できていること。特に、異常時、緊急時において下水道管理者として行うべき権限、事務を適切に行使するとともに、指定管理者への指示などを的確に行うための必要な体制が整備できていること。

② 従来の管理委託制度、民間業者への業務委託と同様に、指定管理者に管理を行わせる場合においても、下水道管理者には下水道法第3条に基づく下水道管理者として本来行うべき権限、事務を適切に行使する責任が存することはもちろん、国家賠償法における公の営造物の設置管理瑕疵に基づく損害賠償責任等の対外的な法的責任を負うこと。

③ 指定管理者制度による下水処理場等の維持管理の委託を包括的民間委託で実施する場合においては、別途通知する「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」(平成16年3月30日 国都下管第10号 下水道管理指導室長通知)を参考にすること。

5 その他

(1) 経過措置

管理委託制度を適用している施設について、同制度に替えて引続き指定管理者制度を適用する場合には、平成15年9月2日(改正地方自治法の施行日)から起算して3年以内に、当該施設の管理に関する条例を改正し、指定管理者制度を適用するための本通知に基づく手続きを行う必要があること。

(2) その他

平成16年2月27日付け地域再生本部決定の『「地域再生推進のためのプログラム」3(1)地域主導による資源の有効活用 ③アウトソーシングの促進』において「地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点」から本制度を活用できるとされているので参考にされたい。

[別添 通知2]

国都下管第10号
平成16年3月30日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室長

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について

下水道の整備の推進に伴い、今後、維持管理すべき下水道施設のストックが着実に増加していくことが見込まれる中で、下水道の維持管理についてその質を確保しつつ、コストを縮減し、効率的な事務を行うことは、地方公共団体の厳しい財政状況下において極めて重要な課題である。

下水道の維持管理業務については、既に9割が民間に委託されているが、従来の委託では、あらかじめ人員の配置等が詳細に定められるなど、所定の仕様に基づく発注がなされるのが通常であり、業務の効率化の点で民間事業者の創意工夫が働き難い傾向があった。このようなことから、国土交通省においては平成13年4月に、「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」をとりまとめ公表・通知（平成13年4月23日 国都下管第3号 下水道管理指導室長通知）したところである。

また、下水道の維持管理について、民間事業者の創意工夫を活かし、事業の効率化を進めるため、「設備の維持修繕、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進する」旨の閣議決定もなされたところである（「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日））。

これらを踏まえ、下水処理場等の維持管理における性能発注を基本とした包括的民間委託について、各都道府県、政令指定都市においては、下記事項に留意の上、その実施について積極的に推進するよう努められたい。

なお、貴都道府県内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知をされたい。

記

1. 下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の意義

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託（以下「包括的民間委託」という。）とは、下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための新たな方式であり、

- 1) 性能発注方式であること に加え、
- 2) 複数年契約であること

を基本的な要素とするものであること。

この場合、主要な業務である下水処理場の運転、保守点検に加え、清掃、建物管理等、ユーティリティの調達、あるいは補修などの業務を含めることが一般的である。

2. 包括的民間委託の実施に当たっての留意事項

包括的民間委託の実施に当たっては、特に以下の点に留意すること。

イ. 委託できる事務の範囲について

包括的民間委託において民間事業者に委託できる業務は、下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等の事実行為であり、排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制、物件の設置許可、使用料等の強制徴収、監督処分等の下水道管理者が行うべき公権力の行使に係る事務等については委託できないこと。

地方公共団体には、包括的民間委託により民間に業務を委託する場合においても、下水道法第3条に基づく下水道管理者として本来行うべき権限、事務を適切に行使する責任が存すること。

ロ. 適切な維持管理業務実施の確保について

包括的民間委託においては、業務実施について性能の確保を条件に受託事業者の自由度を許容するが、具体的な業務は契約書（契約書別紙（特記事項書等）を含む。）、受託事業者から提出される事業実施計画書等（以下これらを「契約書等」という。）を基本として、委託者と受託者の責任分担を明確化した上で実施されるので、これら契約書等の作成については専門的な知識を有する者が業務内容を十分検討したうえで決定することが重要であること。

また、契約書等の作成については、求めるべき業務の水準の確保を踏まえ、業務実施にかかる技術的な観点、施設の機能確保の的確性等に特段の配慮をもって行うことが必要となること。

ハ. 民間事業者の選定について

包括的民間委託においては、受託事業者の適切な選定が特に重要であること。

このため、公正性、透明性の確保された選定手続きにより、委託料金だけでなく事業者の有する技術的能力、業務執行能力、財産的基盤等を適正に評価した上で選定することが必要であること。

また、包括的民間委託にあつては、民間事業者が下水処理場等の運転操作等の維持管理を行うので、民間事業者が地方公共団体の補助者となる仕様発注方式とは異なり、民間事業者側に下水道法施行令第15条の3各号に掲げる資格を有する技術者（以下「有資格者」という。）を置き、業務に当たらせることが必要となること。

ニ. 責任分担の明確化について

包括的民間委託の契約書等において、ロを基本としつつ、特に、性能未達時や異常時・災害時における責任の所在、具体的な対応等について明確化しておくこと。

ホ. 施設の状況把握等について

性能発注方式の前提として、下水道管理者は現有施設の機能等について正確な状況把握を行うこと。また、具体的な業務実施を規定する契約書等の基礎資料となるので、現有施設の機能等について、受託事業者の選定の際に十分な情報提供を行うとともに、契約締結等の際にあらかじめ受託事業者を確認させること。

ヘ. 受託事業者のサービス水準の監視・評価について

包括的民間委託の契約において民間事業者が確保すべきこととされたサービス水準について、年度毎定期的に、さらに必要に応じてその達成状況を監視できる体制を整備すること。

また、年度毎の評価に加え、次回以降の委託業務がより効率的、効果的に行われるように、包括的民間委託の契約期間の終了に当たって、業務実施内容等の事後評価を行うこと。

ト. 業務実施の確実性について

上記ロからへまでの業務実施の評価、配置される技術者が有資格者に該当するかどうかの確認等については、契約条件、受託者からの書類の提出によるほか、現場での確認など適切な方法により下水道管理者が責任を持って対応する必要があること。

この場合、下水道管理者の技術的ノウハウが十分でない場合には、下水道管理者は必要に応じて、日本下水道事業団の包括的民間委託支援業務等、専門的知識を有する者による支援を受けることが必要であること。

チ. 技術水準の維持向上について

包括的民間委託にあつては、上記のとおり業務内容について受託事業者に自由度を許容し、また、受託事業者側に維持管理業務が包括的に委ねられることとなるので、受託事業者が現場に有資格者を配置することが必要となる。一方、下水道管理者側では、現場での業務に直接的に携わる機会が少なくなり、その結果として、維持管理に係る技術水準が低下することも懸念されるところである。

しかしながら、包括的民間委託においては、上記イからトにあるように、下水道管理者側に高度な維持管理に関する技術力が必要であり、下水道管理者としてこれらに対応した技術水準の向上を図ることが不可欠である。このため、下水道管理者は引き続き受託事業者の選定、サービス水準の監視、評価等を適切に行う上で必要となる技術水準の維持向上に努めること。

なお、下水処理場等の維持管理に関する技術水準の維持向上を図るための、地方公共団体及び受託事業者双方の体制のあり方、技術者の育成・確保のための方策などについて、現在検討を行っているところであり、その結果を踏まえて改めて通知する。

3. その他

















イ. 包括的民間委託の円滑な実施のため、下水道処理施設維持管理業者の登録制度、日本下水道事業団の包括的民間委託支援業務等を活用するとともに、(社)日本下水道協会で行きまとめられた、「維持管理業務の広域化・委託に関する調査報告書」(平成15年12月)、「下水道維持管理サービス向上のためのガイドライン」(平成15年5月)等の図書を参考にする。

ロ. 平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に係る「指定管理者制度」が創設されたところであるが、包括的民間委託に係る同制度の活用については、各地方公共団体において、「指定管理者制度による下水道の管理について」(平成16年3月30日 国都下企第71号 下水道企画課長通知)を参考として下水処理場等の維持管理の状況を踏まえ適切に対応すること。

ハ. 適切な発注形態による維持管理の実施について

現在行われている仕様発注方式の中には、発注者である下水道管理者側で作成すべき仕様書を民間側(維持管理業者など)に作成させ、下水道管理者側が精査せずにこれを利用して発注している不適切な形態が見受けられるところである。

仕様書は、維持管理の具体的な方法等を下水道管理者側の責任において決定することから、下水道管理者側に有資格者を置き、この有資格者が仕様書の作成等の維持管理業務に責任を持つ本来の仕様発注方式の運用を行うように改めること、または専門的知識を有する者による支援を受けつつ包括的民間委託による発注に移行することなどの適切な体制を整備して対応すること。

起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 記 号				保 存 種 別	廃 棄
平成16年 12月22日	平成16年 12月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助 記	第 種 平 成 年 月 日
担 当 者	起 案 責 任 者	合 議 者		検 案 討 者			決 裁 者	
	社会教育課長 Tel _____	総務部長	企画部長			副参事	教育部長	
								
発信番号 (第 号)		意見						
施 行 平成 年 月 日		合 議 者						
宛先		教委総務課長	管財課長	財政課長	職員課長	総務課長	企画課長	
発信者名								
	公 印		課 員	社会教育センタ事業係長	青少年家庭教育係長			
		意見						

件 名 延岡市立教育集会所等の管理運営方針について (伺い)

(別紙 枚)

このことについて、指定管理者制度の導入に伴い、社会教育課が所管する延岡市立教育集会所、一ヶ岡コミュニティセンター、青少年育成センター、社会教育センター及びカキチヤカルチャー施設の管理運営については、下記のとおりとしたいと思いますが、よろしいかお伺いします。

記

- 延岡市立教育集会所 (塩浜教育集会所、高千穂通教育集会所、ささめ教育集会所)

①本施設は、同和地区住民や近隣住民の教育の充実や生活の改善等を図るために設置され

たもので、施設の特長や建設にいたった歴史的な経緯等を踏まえ、今後も行政において人権教育・啓発を推進していく必要がある。

②これまで施設管理業務について委託契約してきたが、その管理業務のうち、必要な器具類に係る経費や光熱費等は直接管理してきたため、殆ど警備（鍵の管理を含む）や清掃等といったものが委託業務である。

よって、このことを踏まえ、今後は、直営での施設管理を行い、事実上の業務のみを委託することが適当である。

2. 一ヶ岡コミュニティセンター

本施設の管理運営については、開設以来、一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会と毎年、委託契約を締結している。

施設の特長としては、地域における社会教育活動やコミュニティ活動等を助長し、及び促進することを目的とした施設であるため、職員のうち1人は生涯学習に関する指導可能な職員を配置することが義務付けられているところである。

本施設の管理運営上、条件を満たす事業者であれば運営可能と思われるため、指定管理者制度への移行が適当である。

3. 社会教育センター

社会教育法に基づく公民館の運営については、現行の同法第27条では公民館に館長を置くことと、同法第28条では館長主事その他必要な職員は教育委員会が任命することが明記されているので、現状では全面的な委託はできない状況である。

また、3町との合併協議が進められており、その対象の北川町・北浦町が中央公民館を有していることから、当面合併の動向を見て判断することが適当と思われる。






よって、当分の間、本施設の管理運営については、直営での運営が適当である。なお本施設については、現在、警備や清掃といった業務を委託しているが、今後も現行のままとする

4. カルチャー施設

本施設は、社会教育センターに準じた施設であるため、同センターと同様の扱いが適当である。

5. 青少年育成センター

本施設は、青少年の非行防止や健全育成を図るために設置されており、青少年の補導や相談に関すること等を業務内容としていることから、指定管理者制度に馴染まない業務と思われる。よって直営での管理運営が適当な施設である。

起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 記 号				保 存 種 別	廃 棄
平成16年 12月21日	平成16年 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助 記	第 種 平成 年 月 日
担 当 者	起 案	検 討 者					決 裁 者	
	責 任 者				副 参 事		教 育 部 長	
	図書館長  Tel. 3733							
発信番号 (第 号)		意見						
施 行 平成 年 月 日		合 議 者						
宛先		財政課長	職員課長	総務課長	総務部長	企画課長	企画部長	
発信者名								
文書主任	公 印							
		意見	サービス係長 	教委・総務課長 	管財課長			

件 名 延岡市立図書館における指定管理者制度について (伺い)

(別紙 枚)

このことについて、図書館は、下記のような理由により当面、現状のまま管理・運営を行っていくこととしたいが、よろしいかお伺いします。

記

◆指定管理者制度に移行しない主な理由 (当面の)

①合併問題により、本市ならびに各町の図書館 (室) の効率的な管理・運営のあり方を包括的に協議していくことが必要であり、18年4月からの制度移行については見合わせることとし、「新市」において検討していきたい。

②図書館法17条 (無料の原則) との関連で、民間において図書館の管理・運営のノウハウ

ウ（図書の選書、収集、蔵書構成、レファレンス等）の蓄積が十分といえず、現時点では図書館サービスに支障をきたす恐れがある。

③上記①、②と関連するが、現在の図書貸出システム（バーコード対応）から自動貸出システム（ICタグ）へ変更するなかで、窓口の効率化と併せて制度移行を検討していくことが合理的・効率的である。（現在のシステムリース満了期間は、平成19年度）

④「カルチャープラザのべおか」は、図書館を含む複合施設であり、図書館を分離した中で、制度移行するのか、また、複合施設全体を一体的に捉え、移行するのか今後十分に検討することが望ましいと考えます。

参考（図書館における業務委託状況）

1. 土・日曜日の図書配架委託（シルバー人材センター）
2. 移動図書館車ふくろう号運転委託（ " ）
3. 目録・図書装備委託（図書館流通センター）
4. 電算システム保守委託（行政システム九州）
5. 機械警備および館内警備委託（企業警備保障）
6. ホームページ機器等保守委託（富士通）

様式第13号

				課所名	都市計画課		
起案	決裁	完結	文書分類番号			保存種別	廃棄
平成16年 12月 21日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	助記			第 種	平成 年 月 日
担当者	起案 責任者	合 議 者			検 討 者		決裁者
		職員課長	企画部長	総務部長			都市建設 部長
公園係長 	都市計画 課長  Tel _____						
発信番号 (第 号)		財政課長	企画課長	総務課長			
あて先							
発信者名	合 議 者						
		計画係長	街路係長	管理係長	次長		管財課長
							
文書取扱主任	公印	係内					
		意見   	 				

件名 都市公園における今後の管理運営方針について（伺い）

（別紙 枚）

指定管理者制度の創設に伴い、都市公園における今後の管理運営のあり方を検討しましたが、この結果、今後の管理運営方針を以下のとおりとしたいがよろしいか。

次頁に続く

今後の管理運営方針

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応していくとともに行政のスリム化を踏まえれば、指定管理者制度を導入していくべきであると考え。また、宮崎市、日向市は既に管理公社に本業務を委託しており、現在同制度への移行に取り組んでいる（最終頁に示す他市事例参照）。

このため、当面は現行の直営方式を継続していくが、今後並行して、県内の先進事例等を参考にしながら、移行への取り組みを進めていきたい。

検討内容

1) 当課で所管する公園・緑地の概要

分類	ヶ所数	面積	備考
都市公園・緑地	95ヶ所	約175ha	内訳 街区公園 63ヶ所 近隣公園 5ヶ所 地区公園 1ヶ所 運動公園 1ヶ所 特殊公園 5ヶ所 都市緑地 20ヶ所
その他の公園・緑地	82ヶ所	約18ha	
合計	177ヶ所	約193ha	

2) 管理運営の現状と課題

業務分類	管理手法	備考
5条許可に関する事	直営	法5条
占用許可に関する事	直営	法6条
監督処分に関する事	直営	法11条
公園の保存、台帳に関する事	直営	法16、17条
行為の許可に関する事	直営	
修繕に関する事	直営	
補修工事に関する事	直営	
災害対策に関する事	直営	
施設の安全管理に関する事	直営	一部、メーカー委託
草刈、清掃に関する事	業務委託	一部、地域ボランティア
植物園の維持に関する事	直営	一部、協議会委託

現在、管理運営している業務を分類すると上表のようになり、業務管理委託している一部定型的なものを除き、その大部分を直営で管理している。

公園管理業務は職員6人で担当しているが、本業務と並行して公園計画及び公園整備業務を担当しているため、市民ニーズに対して最低限のサービスを提供するに止まっている。

また、花とみどりの街づくりに関する業務は、職員1人、庁友会職員2人及び臨時職員8人（植物園）で担当しているが、花とみどりの供給基地としての植物園の管理運営を行うに止まり、啓発推進に関する部分については、ボランティア団体で組織する協議会に負う部分が大きい現状にある。

3) 管理運営費用の試算

現状（平成16年度）

費目	金額（千円）	備考
公園等施設整備事業	10,000	維持補修が50%
公園等維持管理事業	59,341	
植物園維持管理事業	18,426	
わたしたちの街の公園づくり事業	1,650	
人件費	32,760	7,800千円×6人×0.7
合計	122,177	

移行した場合

東京都で平成16年度から指定管理者制度を導入した公園では、
約46ha 年間委託料 86,000千円 である。

仮に本市の全公園・緑地における管理を東京都の例によって移行した場合、本市の公園面積は約193haであるので、比例配分すると

$$86,000 \times 193 / 46 = 360,000 \text{千円}$$

を必要とすることになる。

※注 大都市圏と地方との違いはもとより、公園の種類によっても管理内容が異なるため、このデータをそのまま利用することはあまりに大雑把すぎるが、これが現時点での唯一の手がかりである。

4) 指定管理者制度移行の検討

① 財政的観点からの検討

本市の公園は一部運動施設を除くと全て無料施設であるため、全ての管理運営を委託料でまかなうことになる。本市の場合、現在、公園緑地愛護会制度の活用や草刈等の通常管理業務の大部分をシルバー人材センターに委託するなど、最低限の費用で維持管理に努めているため、移行した場合は現在の約3倍の経費が必要となり、委託契約が成立しない可能性がある。

但し、移行後も指定管理者が地域ボランティアを活かした管理運営が可能であれば、現経費に近い委託料で委託できると思われる。

② 法的観点からの検討

公園管理運営業務のうち、都市公園法において公園管理者が行うべきものと規定されている業務は、占用許可、5条許可、監督処分及び保存、台帳に関する業務のみであり、その他の業務は指定管理者に行わせることができる。但し、このうち行為の許可に関する業務については、行政訴訟等のトラブルが発生する可能性を含んでいるため、管理業務の範囲を決定する際に慎重に検討するべきである。

③ 行政サービスの観点からの検討

都市公園法において公園管理者が行うこととされている業務を、これまでどおり直営で行えば、行政サービスの観点からはそれほど低下することはないと思われる。さらなるサービス向上を図る観点から、指定管理者に委託して、民間企業の経営ノウハウを活かしながら効率的・効果的な管理運営を行う方が、市民ニーズに対してよりきめ細かな対応が可能となると思われる。ただし、様々な局面において公平性を保持できるかが懸念される点である。

5) 県内他市の事例

市町村名	現時点での方針 (H16.12)	備考
宮崎市	現在公社（財団法人宮崎市花の街づくり公社）に管理委託しているため、このうち大規模公園に限定して、期限内に移行する予定である。	
都城市	当面は移行しない方針である。	
日向市	委託料が高くなることが懸念されるため移行したくないが、現在公社（日向市公共施設管理公社）に管理委託しているため、期限内に移行せざるを得ない。	

起案		決裁		完結		文書分類記号				保存種別		廃棄	
平成16年 12月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		款	項	目	節	助記		第 種 平成 年 月 日	
担当者 副主幹兼 計画係長		起案 責任者 都市計画課長		合 議 者				検 討 者				決 裁 者	
副主幹兼 計画係長		都市計画課長		総務部長				企画部長				都市建設部長	
内線 2727		内線											
発信番号 (第 号)		意見											
施 工 平成 年 月 日													
あて先		課 内				合 議 者							
		街路係長		管理係長		次 長		職員課長		総務課長		企画課長	
発信者名		[印]		[印]		[印]		[印]		[印]			
文 書 取扱主任		公印		計 画 係		管 理 係		公 園 係 長		管 財 課 長		財 政 課 長	
		[印]		[印]		[印]		[印]		[印]		[印]	

件 名 延岡駅前及び延岡駅東の駐車場、駐輪場の管理運営方針について(伺い)

指定管理者制度への移行について

(別紙 枚)

当課所管の延岡駅前及び延岡駅東の駐車場、駐輪場につきましては、維持管理部門を民間に委託し、月極駐車場の募集、苦情処理、収納処理等の管理業務を職員が行い運営しています。

指定管理者制度による施設の運営について検討を行った結果、管理業務の民間委託が可能となれば民間の経営努力により収入の安定が図られ、市職員の人件費も削減できると思われま。

今後、指定管理者制度への移行を前提に、諸問題について他自治体の情報を収集しながら作業してまいりたいがよろしいか伺います。

指定管理者制度への移行について（案）

都市計画課 計画係作成
平成16年12月8日作成

1. 施設の位置及び規模

都市計画課が所管している自動車駐車場及び自転車駐車場の規模及び関連する予算は下記のとおりとなります。

名 称	位 置	駐車台数
延岡駅前自動車駐車場	延岡駅前幸町3丁目4266番地4	50台
延岡駅東自動車駐車場	延岡市日の出町2丁目14番1	29台
延岡駅前自転車駐車場	延岡駅前幸町3丁目4266番地4	444台
延岡駅東自転車駐車場	延岡市日の出町2丁目14番1	30台

2. 歳入の状況

ここ3年間の収入状況を以下示します。

①駅前駐車場

単位：円

年 度	H13年度	H14年度	H15年度
総駐車台数	34,411	31,424	26,524
料金収入	10,127,800	9,513,200	7,859,200
日平均台数	94.1	86.0	72.5
日平均収入	27,744	26,047	21,488

②駅東駐車場

単位：円

年 度	H13年度	H14年度	H15年度	H15年月極	
総駐車台数	4,472	4,486	4,550	延16台契約	
料金収入	1,511,800	1,495,300	1,499,400	480,000	計= 1,979,400
日平均台数	12.2	12.3	12.4		
日平均収入	4,139	4,095	4,106		

①+②=合計収入

単位：円

年 度	H13年度	H14年度	H15年度	
総駐車台数	38,883	35,910	32,812	+月極=合計
料金収入	11,639,600	11,008,500	9,358,600+480,000=9,838,600	
日平均台数	106.3	98.3	89.7	※H15の平均は時間貸の数値
日平均収入	31,883	30,142	25,594	

収入については、平成15年度は前年度と比較して約1,200,000円の減収となっている。これは、平成14年11月に競合する駐車場である「まちなかパーク」が旧アズマヤ跡地にオープンしたことや、地域商店街の中核となるアズマヤ、壽屋が相次いで撤退したことにより、関連する商店の撤退が相次ぎ、地域の集客力が低下し、利用者が減少したと考えられます。また、JR延岡駅、TR延岡駅の乗降客数も減少しており、交通結節点としての利用が減少してきていることも影響があると考えられます。

3. 歳出の状況

平成15年度決算

単位：円

	予 算 費 目	金 額	備 考
需用費	消耗品費	355,165	蛍光灯取り替え、記録用紙等
	光熱水費（電気料金）	522,118	
	光熱水費（水道料金）	63,983	
	修繕費	71,400	新500円対応機械補修
	小 計	1,012,666	・・・①
役務費	通信運搬費	74,738	電話料金
	手数料	0	
	小 計	74,738	・・・②
委託料	駅前・駅東警備業務	504,000	宮崎総合警備（株）
	施設管理委託	1,445,400	シルバー人材センター
	施設管理委託（植栽）	195,300	（株）県北産業
	施設管理委託（清掃）	46,200	シルバー人材センター
	駅前・駅東保守業務	705,600	アマノ（株）
	駅前広場霧噴水保守	315,000	清本鉄工（株）
	駅前・駅東集金業務	806,400	アマノ（株）
	小 計	4,017,900	・・・③
	合 計	5,105,304	①+②+③=5,105,304・・・A

単位：円

人件費	駐車場募集事務等	7,800,000×0.1 =	駐車場等の契約、広報活動、苦情処理
	駐車場・駐輪場保守	780,000	放置自転車保管、照会、処理業務
	駐車料金徴収等	(人件費×人/年)	納付書の発行、収納業務
	合 計	780,000	・・・B

$$A + B = 5,885,304 \text{円}$$

4. 収支について

平成15年度の決算をもとにした収支は次のとおりです。

収入 9,838,600円・

支出 5,885,304円・

差し引き +3,953,296円

約4,000,000円の黒字となっています。

※ 平成16年度は、支出のうち委託料が業務の見直しにより前年度比 900,000円程度削減になる見込みです。

その外、予算上での懸案事項には以下のことがあります。

※ 駅前駐車場の機械は平成9年度から駅東は平成13年度から稼働しており、年数が経過すると機械のトラブル発生の頻度があがったり、故障が考えられる。そのときには別途予算が緊急に必要になります。

※ 消耗品費中記録用紙はストック状況で予算が変動します。

※ 新紙幣や新硬貨の発行により精算機のプログラム修正の支出が生じることもあります。

5. 指定管理者制度への移行についての検討項目

駅前駐車場及び駅東駐車場と駅前駐輪場、駅東駐輪場、駅前広場については、平成15年度には5社に維持管理業務を委託し、管理業務は市都市計画課において執行しています。

今般、地方自治法改正に伴い「指定管理者制度」への移行を検討することになりました。現在の駐車場、駐輪場をはじめとする延岡駅周辺施設の経営は、予算の大部分が委託業務（管理委託）として執行されており、予算の収支をみると人件費相当額を考慮しても黒字基調となっています。「指定管理者制度」を活用し直営部門の管理部門も含めて管理委託することの可否について現在、職員で行っている管理部門の業務を箇条書きで示すと以下のようになります。

NO	業 務 内 容	委 託 の 可 否
1	時間貸駐車場、月極駐車場の利用拡大の広報活動	民間の経営努力の手法を活用できる。
2	時間貸駐車場、月極駐車場の契約業務（問い合わせ含む）	民間で一括処理も可能である。
3	駐車場、駐輪場の苦情処理（盗難、機械の具合調整）	民間で一括処理も可能である。
4	時間貸区画及び月極区画の調整（現在は駅東のみ一部月極）	民間の経営努力の手法を活用できる。
5	駐車料金（時間貸し、月極）の収納、消込み業務	民間で一括処理も可能である。
6	駐車場への駐車拒否、利用の禁止、若しくは制限の判断	民間で一括処理も可能である。
7	放置自動車の処理（警察照会、連絡）	警察への照会が民間会社にできるか？照会中
8	放置自転車の処理（案内、警察照会、移動、保管、通知、処分）	警察への照会が民間会社にできるか？照会中
9	駅前広場霧噴水施設の列車時刻変更に伴う調整	民間で一括処理も可能である。
	※ この業務を集計すると0.10人/年と見込まれます。	

今後の運営方針を総合的に検討すると、現在市職員で行っている管理部門の業務の大部分が民間への委託が可能であります。民間業者において経営努力により駐車料金の増収が図られると市財政への貢献が今まで以上に図られることになります。

※ 7、8については警察に現在照会中ですが、電話では公的機関でないと回答は無理とのこと。

6. 今後の駐車場、駐輪場の運営方針について

駐車場、駐輪場の運営については、指定管理者制度を活用した管理委託への移行を進めたい。

7. 移行時期

平成17年9月市議会に関係条例の改正提案ができるよう事務作業を進めたい。

関係する条例

延岡市自動車駐車場条例

延岡市自転車駐車場条例

8. 他市の事例

静岡県焼津市及び群馬県前橋市については、指定管理者を募集しています。

参考資料

放置自転車の警察への照会状況及び処理状況

年度	市回収	所有者回収	リサイクル	破砕処理	倉庫保管
	警察照会	引き取り	再利用	廃棄処理	残 数
平成10年度	67	11	33	23	0
平成11年度	103	16	36	51	0
平成12年度	127	19	0	92	16
平成13年度	120	17	11	80	12
平成14年度	63	13	5	27	18
平成15年度	73	19	3	48	3
平成16年度	96	11	作業中	作業中	85
	平均92				総数134

※ 現在、134台が岩鼻の倉庫に保管してある。

※ 市が放置自転車を回収している台数は、年平均92台である。

様式第10号

				課 所 名		保健体育課	
起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 記 号			保 存 種 別	廃 棄
平成16年	平成 年	平成 年	款	項	目	第 種	平成 年
12月6日	月 日	月 日					助 記
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者				決 裁 者	
スポーツ振興係	保健体育課長						教育部長
発信番号 (第 号)		意見					
施 行 平成 年 月 日		合 議 者					
あて先						企画部長	総務部長
発信者名							
文書取扱主任	公 印						
		スポーツ 振興係	財政課長	職員課長	管財課長	企画課長	総務課長

件 名 有料体育施設における指定管理者制度の導入方針について(伺い)

(別紙 枚)

標記について、別紙のとおりの方針としたいがよろしいか、お伺いします。

有料体育施設における指定管理者制度の導入について

今後の管理運営方針 . . . 直営とする

【理由】

当市は運動施設が不足しており施設の予約は飽和状態であるため、公共施設の性格上、公平性を考慮したうえで各団体間の希望を調整し、予約を割り振る必要がある。

更にこの調整においては、市が推進しようとするスポーツ施策が反映されることが望ましいが、上記の調整や施策反映を民間業者等に委ねた場合、これらを担保し得るかは疑問であり、民間業者等の参入が可能となる指定管理者制度への移行は適当でない。

<参考資料> 有料体育施設一覧

● 屋内体育施設










- ・延岡市民体育館
- ・延岡市大武体育館
- ・勤労者体育センター

● 屋外体育施設

- ・西階陸上競技場
- ・補助グラウンド
- ・西階野球場（雨天投球練習場含む）
- ・西階庭球場
- ・西階球技場
- ・西階弓道場
- ・西階遊泳場
- ・浜川遊泳場
- ・土々呂遊泳場
- ・妙田公園野球場

16年度の委託先

- (1) 延岡市庁友会 総額：51,496,000円
- a. 西階陸上競技場外の運營業務委託 (額：21,122,000円)
- (委託内容)
- ・ 使用許可申請の受け付け及び使用料の徴収 → 欠付
 - ・ 器具用具の貸し出し及び収納点検
 - ・ 施設周辺やトイレ等の清掃 その他
- b. 市民体育館外の運營業務委託 (額：30,374,000円)
- (委託内容)
- ・ 使用許可申請の受け付け及び使用料の徴収 ✓
 - ・ 器具用具の貸し出し及び収納点検
 - ・ 施設周辺やトイレ等の清掃 その他
- (2) シルバー人材センター 総額：11,693,190円
- a. 西階陸上競技場外の屋外作業業務委託 (額：10,022,400円)
- (委託内容)
- ・ 主に屋外施設の雑草刈り取り、樹木剪定
 - ・ 施設の簡易な補修
- b. 西階運動施設清掃業務委託 (額：379,830円)
- (委託内容)
- ・ 西階運動施設の清掃
- c. 市民体育館外2施設の清掃業務委託 (額：1,290,960円)
- (委託内容)
- ・ 市民体育館外2施設の清掃
- (3) ██████████ (嘱託職員) (額：4,180,000円) → 委託?
- (委託内容)
- ・ 運動施設全体の管理運営の調整
- (4) ██████████ (個人委託) (額：5,575,640円)
- (委託内容)
- ・ 西階陸上競技場を中心とする芝の管理
- (5) その他
- ・ 合宿時等宿直臨時職員 (██████、██████) (額：317,000円)
 - ・ 電気保守管理点検業務委託
 - ・ 浄化槽保守点検管理業務委託
 - ・ 消防設備保守点検業務委託
 - ・ 放送設備保守点検業務委託

						課所名	文化課	
起案	決裁	完結	文書分類記号				保存種別	廃棄
平成17年 1月7日	平成17年 月 日	平成 年 月 日	第1	第2	第3	フォルダ	ウツシエ 保存年	平成 年 月 日
担当者	起案 責任者	検討者						決裁者 教育部長
						カルチャー副参事		
	文化課長							
	 印 3720							
発信番号 (延教文第 号)		意見						
施行 平成 年 月 日		合議者						
あて先		企画課長	財政課長	職員課長	総務課長	企画部長	総務部長	
発信者名								
文書取扱	公印	意見	課員	専門員	文化振興係長	文化課主幹	管財課長	
			   					

件名：内藤記念館等の管理運営方針について（伺い）

(別紙 枚)

このことについて、指定管理者制度の導入に伴ない、文化課が所管する内藤記念館、延岡総合文化センター、野口記念館の各施設の管理運営方針については、下記のとおりとしたいが、よろしいか伺いいたします。

記

(1)内藤記念館 <管理運営方針>～直営

本館は、市制施行30周年記念事業として、昭和38年10月に建設されて以来、本市に係る郷土歴史資料の管理・保存及び展示を行うとともに、研修会や諸会議、または結婚式会場として広く市民に利用されてきている。

現在、本館内には、^{お解着資料は、以重要な}指定文化財が保管され、学芸員による保存管理や企画展示がなされているほか、館長(文化課長)による防火管理、文化財発掘調査員による遺物資料の保存・展示作業などが行われていることから、今後とも行政において文化財の保存管理を行っていく必要がある。

また、本施設の管理上、施設内の必要な器具や光熱費等は直接管理しており、受付や清掃、機器保守管理、夜間警備といった業務について委託を行っているところである。^{現状ありとの運営管理を文化係職員業務に、体制の下に経費的にも知弊的である。}

よって、内藤記念館施設の管理運営については、施設の目的意義からみて民間による管理運営は適当でないと思われるため、今後とも直営での施設管理を行っていきたい。

(2)延岡総合文化センター <管理運営方針>～指定管理者制度 H18年4月～

本施設は、国の田園都市構想に基づく中核施設として宮崎県北部広域市町村圏域(2市8町5村)の文化振興を図るために、延岡市制50周年記念事業の一環として建設され、昭和60年から今日まで各種イベント等幅広く市民に利用されてきている。

現在、本施設の管理は(財)延岡総合文化センターが行っている。委託金額は16年度108,487千円。自主文化事業をはじめ年間を通じて様々な行事やイベントを開催し、大小ホール等を貸し出すなどその収益を上げているところである。

本施設の目的意義からみても、さらなる芸術振興を推進していくうえで指定管理者制度の趣旨に合致しており、今後は指定管理者制度へ移行するのが妥当だと思われる。

(3)野口記念館 <管理運営方針>～指定管理者制度 H18年4月～

現在、本施設の管理は(財)延岡総合文化センター、委託金額は16年度12,717千円。

延岡総合文化センターと同様、今後は指定管理者制度へ移行するのが妥当だと思われる。

楽屋 1～6 リハーサル室 展示室1、2
 研修室 会議室1、2 交流室 視聴覚室 喫茶室

8. 管理運営 財団法人 延岡総合文化センター

9. 自主文化事業 (平成15年度)

年月	催し物	年月	催し物
15年4月	延岡フィルハーモニー管弦楽団賛助会の夕べ	10月	_____
5月	_____	11月	_____
6月	・T. M. Revolutionコンサートツアー ・葉加瀬太郎アコースティックコンサート ・延岡ジュニアフィルハーモニー第1回定期演奏会	12月	・第18回のべおか「第九」演奏会 ・劇団四季ミュージカル「アンデルセン」
7月	さだまさしアコースティックコンサート	16年1月	_____
8月	_____	2月	・市川猿之助歌舞伎 ・延岡フィルハーモニー管弦楽団ファミリーコンサート
9月	・THE BOOMコンサート ・バーデン市立劇場オペレッタ「こうもり」	3月	東京ヴォードヴィルショー「その場しのぎの男たち」

10. 利用状況 (平成15年度)

ホール使用件数		入場者数
大ホール	171回	109,119人
小ホール	240回	34,039人
展示室	418回	213,673人
その他	2,456回	39,215人
計	3,285回	396,046人

野口記念館

- 設置 昭和30年8月5日
- 所在地 東本小路119番地1
- 敷地面積 4,365.64 m²
- 建築面積 1,790.35 m²
- 延床面積 2,596.45 m² (鉄筋コンクリート造、地上2階・地下1階)
- 主たる施設 1階: ホール648席 (うち固定席638席、車椅子席10席)、ホワイエ、楽屋1
2階: 楽屋2～3
- 管理運営 財団法人 延岡総合文化センター
- 利用状況 (平成15年度)

ホール使用件数	入場者数
141回	52,281人

内藤記念館

1. 設 置 昭和38年10月15日
2. 所 在 地 天神小路255番地1
3. 敷地面積 1,900.94㎡
4. 建築面積 1,396.30㎡ (鉄筋コンクリート造一部2階建)
5. 総工事費 42,000千円
6. 現在の所蔵資料
 - ・歴史資料 11,280点
 - ・民俗資料 3,200点 (内2,800点は民俗資料展示室)
 - ・美術資料 760点
 - ・考古資料 33,000点
 - ・マイクロフィルム 1,080点

7. 平成16年度事業

[内藤記念館事業]

- ・西階横穴発掘速報展 8月6日～8月31日
- ・内藤家伝来の能面展 9月18日～10月11日
- ・西日本現代能面作家展 9月18日～10月11日




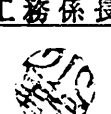
8. 平成15年度利用状況

研修会・会議等	市 民	19件	704人
	公共、公用	199件	6,152人
展示室参観者			11,951人
合 計		218件	18,807人

延岡総合文化センター

1. 設 置 昭和60年11月13日
2. 所 在 地 東浜砂町611番地2
3. 敷地面積 16,116.00㎡
4. 建築面積 5,321.28㎡
5. 延床面積 7,725.84㎡ (鉄筋コンクリート造、地上2階・地下1階)
6. 総工事費 2,500,000千円
7. 主たる施設 大ホール 1,312席 (うち固定席1306席、車椅子席6席)
小ホール 291席 (うち固定席287席、車椅子席4席)

様式13号

				課 所 名		建築住宅課		
起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 記 号				保 存 種 別	廃 棄
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	第 種	平成 年 月 日
			助 記					
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者					決 裁 者	
							都市建設部長	
主幹兼課長補佐 住宅係長		建築住宅課長						
								
発信番号 (第 号)								
施 行 平成 年 月 日		合 議 者						
あ て 先		企画課長	財政課長	職員課長	総務課長	企画部長	総務部長	
発 信 者								
文 書 取 扱 主 任	公 印	住宅係 後岡	設備係長 	課長補佐兼 工務係長 	管財課長			

件 名 「市営住宅の管理運営方針」について

(別紙 枚)

標記について、下記の理由により、指定管理者に市営住宅の管理全般を委任することは適切でない部分があり、当面は従来どおり直営で管理し、今後、国・県と協議しながら条件を整備し、早期に指定管理者制度への移行を目指したいと思っております。

記

※ 市営住宅管理事務の状況について

公営住宅の管理については、公営住宅法上事業主体が行うこととされている管理に関する事務のうち、現在入居者の募集や収入審査、住宅使用料の賦課徴収等の管理業務については直営で行っているが、住宅棟の修繕業務、退去時の検査・補修費の徴収、入居時の補修等の維持管理業務については庁友会（委託料：280万円×3名）並びに住宅使用料の滞納整理については委託徴収員（委託料：150万円×2名）として個人と委託契約を結び管理業務の一部を任せている。

【 指定管理者制度移行の実施理由及び注意点 】

平成15年6月の地方自治法改正により、従来の管理委託制度に代わり、「指定管理者制度」が創設され、管理委託制度では受託者になれなかった民間事業者を含む法人その他の団体についても、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた場合には、公の施設の管理を行うことができることとなった。

公営住宅制度が低額所得者の居住の安定を図る上で重要な施策であることから、指定管理者に委任できる業務の内容や範囲については、慎重な配慮や十分な検討が必要になってくる。


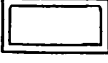

公営住宅の管理については、住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適切な家賃設定など、公平な住宅施策の観点からの行政主体としての判断が必要である。

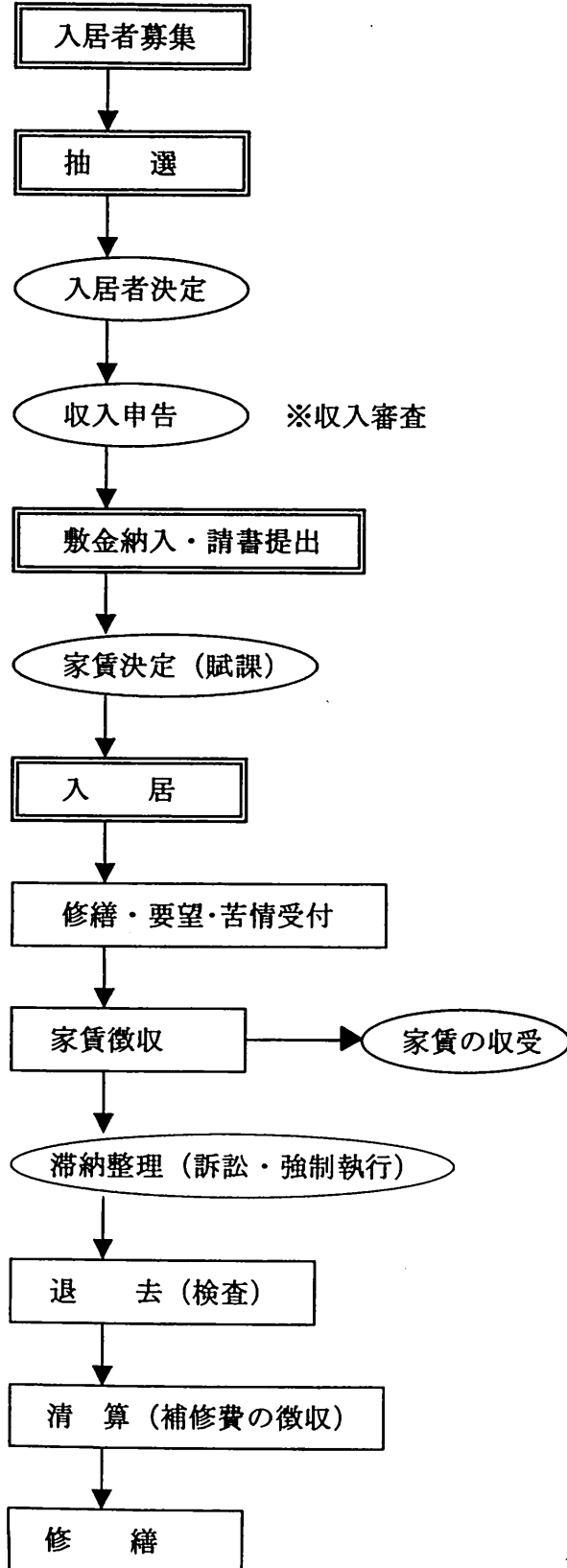
なお、地方公共団体が適当と認めるときは、公の施設の利用料金を指定管理者の収入として收受（指定管理者自らの収入として受け入れることをいう。）させることができることとなっているが、公営住宅の場合、その料金である家賃及び敷金等の決定や減免等は公営住宅制度の目的と密接不可分であることから、従来の管理委託制度のもとにおいても家賃等は事業主体自らの収入として收受していたところである。したがって、指定管理者制度に移行後も指定管理者の収入として收受させることは適切でない。









また、指定管理者制度移行に当たっては、公営住宅の管理は入居者の収入や家族構成等重要な個人情報を取り扱うことから、入居者のプライバシー保護について十分に措置することが不可欠であり、電算システム等を含めたプライバシー保護システムの構築や、罰則規定を設けた条例の整備が必要である。

■ 市営住宅管理事務の流れ

(別紙)

-  ※既に委託契約をしている業務
-  ※新たに委託契約が可能な業務
-  ※直営業務



起 案		決 裁		完 結		文 書 分 類 記 号				保 存 種 別		廃 棄	
平成 16 年 12 月 6 日		平成 16 年 月 日		平成 年 月 日		款	項	目	節	助 記	第 種		平成 年 月 日
担当者	起 案 責 任 者	検 討 者										決 裁 者	
						施設課長		副参事		局長			
		施設課主幹  Tel 3710											
発信番号 (第 号) 施 行 平成 年 月 日		意見											
あて先		合 議 者											
		財政課長		職員課長		総務課長		企画部長		総務部長			
発信者名													
文 書 取 扱 主 任		公 印						文書法規係長		管財課長		企画課長	
意見		意見		  									

件 名 水道局施設課所管の水道施設の今後の管理運営方針決定について (伺い)

(別紙 枚)

先の地方自治法の一部を改正する法律により、現在、本市各課所において管理委託している公の施設について、「管理委託制度」から「指定管理者制度」への移行をする必要があります。水道局の所管する公の施設（水道用水供給施設）は、現在、直営で管理しており、今回移行の手続きは必要ありませんが、管財課から今後の管理運営方針について意思決定するよう依頼がありました。

水道局としては、下記の理由から当面は直営で管理することにしたいが、よろしいか。

(裏面に続く)

記

1. 水道用水供給施設の第三者委託については、全国的にみてもまだ実施例が少ないこと。

2. 水道用水供給施設は、取水、導水、浄水、送水、配水と5系統に分かれているが、本市の場合は、取水、導水、浄水、送水の4施設は水源地の関連施設であり、規模が小さいこと。

3. 水道用水供給施設は、事故などが発生した場合には、早急かつ的確に対応しないと断水につながる可能性が大きいため、危機管理の面からみても、現段階では直営方式の方が安心できること。

以上

10 水道法に基づく水道用水供給事業

の「水道用水供給施設」

〔注〕水道用水供給施設の延長は、公共水道であり、結局は住民の用に供するための施設ということができるから、公の施設である。

11 市が経営する国民宿舎

〔注〕一般国民の利用に供すること

c 「公施要二八・九」

めるところです。

(三)について

自治法第二五二条の四は、普通地方公共団体の事務の一部又はその団体の長、委員会等の権限に属する機関委任事務の一部を他の普通地方公共団体に委託する場合についての規定です。

本件の場合には、隣接市が市又は市の機関の事務の一部を当市に対して委託したものであるが、隣接市の住民が当市の公の施設を利用してにすぎないものですから、自治法第二五二条の四の問題ではないでしょう。この場合には、自治法第二四四条の三第二項の定めるところにより、両市間の協議が行われることが必要であると考えます。(「地方財務実務提要」地方自治制度研究会編集・ぎょうせい発行)

行政事例

問 地方公営企業法の規定の全部を適用する水道用水供給施設は、地方自治法第二四四条に規定する公の施設に該当しないものと解してよいか。

答 公の施設に該当する。(昭三九・九・九自治企八一 京都府企業局長あて公営企業課長回答)

問 答

問 市の経営する国民宿舎は、住民の利用形態を勘案すると、広く一般国民の利

〔注〕簡易郵便局は、地方公共団体の庁舎と同様に事務を執るための施設にすぎず、その施設自体を直接住民の利用に供するものではないから、公の施設に該当しない。

5 市立病院内に設置する職員のための保育所

〔注〕広く住民一般の利用に供するためのものではないから、公の施

いう公の施設にはなじまず、従つて同法第二四四条の二第一項の規定による条例を設ける必要はないと思うがどうか。

答 お見込のとおり。(昭四〇・九・一三自治行一一六 島根県総務部長あて行政課長回答)

(注 釈)

* 簡易郵便局法第七条の規定に基づいて地方公共団体が設置する簡易郵便局は、地方公共団体が郵政大臣から委託を受けた郵政窓口事務を行うために設ける施設である。これは、地方公共団体の庁舎と同様に事務をとるための施設にすぎず、その施設自体を直接住民の利用に供するものではないので、公の施設には該当しないものと解されたものである。

* 簡易郵便局法

(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称)

第七条 受託者は、郵政事業庁長官の指定する場所に、委託事務を行う施設(以下「簡易郵便局」という。)を設けなければならない。

2 受託者(法人にあつては、その代表者)は、簡易郵便局長という呼称を用いることができる。

問 答

問 「市立病院に勤務する職員の乳児又は幼児で、家庭保育又は保育所等への委託保育が困難なものを保育することを目的」として設置する、いわゆる院内保育所は、自治法第二四四条による公の施設に該当すると思われるかどうか。

〔注〕一般国民の利用に供すること

問 市の経営する国民宿舎

c.〔公施要二八・九〕

二 「公の施設」に該当しないとした例

1 留置場・試験研究機関

〔注〕住民の利用に供することを目的としない施設であるから、公の施設に該当しない。

2 競輪場・競馬場

〔注〕住民の福祉を増進することを直接の目的としない施設であるから、公の施設に該当しない。

3 産婆・巡回講師

〔注〕物的要素がほとんどなく、人的要素が著しく強いものであるから、公の施設には該当しない。

4 簡易郵便局法第七条の規定に基づいて地方公共団体が設置する簡易郵便局

〔公の施設〕に該当するかどうかの判断例

通知




五 公の施設に関する事項

(二) 公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため設けられる施設であることの定義を設けたが、これにより、従来の営造物の範囲と異なるものがあることに留意すること(法二四四)。

- ア(7) 住民の利用に供することを目的としない営造物たとえば留置場、試験研究機関、(イ) 住民の福祉を増進することを直接の目的としない営造物たとえば競輪場、競馬場、(ウ) 人的要素の著しく強い営造物たとえば産婆、巡回講師等は、公の施設に入らないこと。(昭三八・九・一〇自治乙行発三 自治事務次官通知)

行政実例

問 簡易郵便局法(昭和二四年法律第二一三号)に基づき市町村が郵政大臣との委託契約により設置する同法第七条の施設は、地方自治法第二四四条第一項で

様式13号				課所名		企画課							
起案		決裁		完結		文書分類記号		保存種別	廃棄				
平成16年		平成 年		平成 年		款 項 目 節 助 記		第 種	平成 年				
12月21日		月 日		月 日					月 日				
担当者		起案責任者		検 討 者				決裁者					
企画課長補佐		企画課長						企画部長					
		 TEL											
発信番号 (第 号)		意見											
施 行 平成 年 月 日													
あて先				合 議 者									
		企画調整係		管財課長		財政課長		職員課長		総務課長		総務部長	
発信者名													
文 書 取扱主任		公 印											
		意見											

件 名 : 島野浦島開発総合センターの管理運営方針について (伺)

地方自治法の一部改正に伴い、平成18年8月末までに『公の施設』について従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行する必要があります。ついては、企画課所管施設である島野浦島総合開発センターについて、下記のとおり今後の管理方針を決定したいがよろしいかお伺いします。

①施設名 島野浦島開発総合センター

②現状 管理委託制度 (委託料なし)

委託先 センター利用者団体 代表 島浦区長

③今後の管理運営方針

・18年4月1日より指定管理者制度へ移行。センターの特殊性を考え、公募は行わず、現在の利用者団体を管理運営委員会に変え指定管理者とする。(委託料なし)

(裏面へ)

④管財課の次の指摘事項について

「今後の施設維持経費等を考え、無償譲渡等も考えられるので検討が必要」







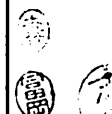
- ・地元との協議の結果、今年度の台風災害（大量のガラス破損）等を考えると、区の経費だけでの今後の維持管理は困難である。
- ・国庫補助による建物のため用途制限がある。（用途制限 50 年/離島センター昭和 55 年建設）

上記より無償譲渡はせず、指定管理者制度への移行だけに留めたい。

※管財課ヒアリング結果は別紙のとおり。

	一ヶ岡コミュニティセンター	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会と管理委託契約 委託料：2,050,000 円 施設使用料：100,000 円（市への歳入） 18年4月指定管理者制度移行へと考えている。 施設使用料として100,000 円の歳入があるが、施設使用料がない場合の指定管理者制度への移行はどうか疑問点が残る。
	教育集会所（3ヶ所） 塩浜教育集会所 高千穂通教育集会所 ささめ教育集会所	施設の管理・運営を地元に委託している。 委託料等は無く、地区の集会施設として利用されている。 管理委託契約を結んでいる事より、現状では指定管理者制度へ移行するか直営方針を取るか判断しなければならない施設である。 総務課も含め協議が必要。 施設の状況より公募は無理な施設と判断される。
企画課	川中コミュニティセンター 島野浦島開発総合センター	平成16年4月より指定管理者制度導入済み。 センター利用者団体代表島浦区長を管理委託契約 委託料は無し。 管理委託料は無しという形で、指定管理者制度移行を考えている。18年4月より旧公民館があった地元所有地の上に建築。 修理・修繕は基本的に地元負担。（エレベーター設置の要望あり。） 公民館的な要素が強い事並びに、今後の施設維持経費等を考えると、無償譲渡等も考えられるのではないか、検討を依頼。
商業観光課	中小企業センター	直営施設 時間外と休日は、管理人に委託。
	勤労青少年ホーム	直営施設 シルバー人材センターへ業務を委託 委託料：4,500,000 円（水光熱費含む）

様式13号

				課 所 名		商業観光課		
起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 記 号				保 存 種 別	廃 棄
平成 16 年 12 月 21 日	平成 16 年 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	第 種	平成 年 月 日
				助 記				
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者					決 裁 者	
								商工部長
 商業観光課長 								
発信番号 (第 号)		意見						
施 行 平成 年 月 日		合 議 者						
あ て 先		課 員	商業振興係長	中心市街地 対 策 監	管財課長	職員課長	企画部長	総務部長
発 信 者 								
文 書 取 扱 主 任	公 印		観光振興係長 			財政課長	企画課長	総務課長
								

件 名 指定管理者制度導入に伴う商業観光課所管施設の管理運営方針について (伺い)

【協議対象施設：延岡市中小企業振興センター、須美江家族旅行村、延岡市勤労青少年ホーム、延岡市共同作業場】

(別紙 枚)

標記の件につきまして、商業観光課の所管4施設の管理運営方針を協議し、別添「商業観光課所管施設の管理運営方針」に示すとおり、延岡市中小企業振興センターと延岡市勤労青少年ホームは現状のまま直営とし、須美江家族旅行村と延岡市共同作業場は指定管理者制度に移行したいと思っておりますが、よろしいかお伺いいたします。

なお、須美江家族旅行村の管理運営については、指定管理者制度への移行によって、より効果的・効率的な手法の活用による経費削減が図られることに加えて、利用者に対するサービスの向上につながることを期待されます。

